

第百八十五回国
参議院財政金融委員会會議録第三号

平成二十五年十一月十四日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

十二月八日
辞任 補欠選任
浜野 喜史君 風間 直樹君
十二月十三日
辞任 補欠選任
風間 直樹君 齋藤 嘉隆君
十二月十四日
辞任 補欠選任
齋藤 嘉隆君 足立 信也君
山口 和之君 薬師寺みちよ君

出席者は左のとおり。

委員長 塚田 一郎君
理事 伊達 忠一君
鶴保 庸介君
西田 昌司君
尾立 源幸君
西田 実仁君

委員

愛知 治郎君
石田 昌宏君
片山さつき君
熊谷 大君
長峯 誠君
長谷川 岳君
三宅 伸吾君
足立 信也君
磯崎 哲史君
大塚 耕平君
金子 洋一君

法律案(内閣提出、衆議院送付)
○委員長(塚田一郎君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。
昨日までに、浜野喜史君が委員を辞任され、その補欠として齋藤嘉隆君が選任されました。
○委員長(塚田一郎君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案の審査のため、本日の委員会に、理事、会協議のとおり、政府参考人として内閣官房内閣参事官古谷雅彦君外三名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(塚田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(塚田一郎君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として日本銀行理事雨宮正佳君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(塚田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
○委員長(塚田一郎君) 特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案を議題といたします。
まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。麻生財務大臣。
○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりま

した特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明させていただきます。
本法律案は、国全体の財政の一層の効率化及び透明化を図るため、特別会計及びその勘定等につきまして、廃止、統合等を行うものであります。以下、本法律案の内容につきまして御説明申し上げます。
第一に、特別会計の設置、管理及び経理に關し、効果的かつ効率的な事務及び事業の実施、区分経理の必要性の不断の見直し、租税収入を一般会計に計上することによる財政状況の総覧性の確保、特別会計における経理の区分の在り方の不断の見直し、剰余金の適切な処理並びに資産及び負債等の財務情報の開示を特別会計に共通する基本理念として定めることといたしております。
第二に、特別会計及びその勘定の整理合理化を図るため、社会資本整備事業特別会計、交付税及び譲与税配付金特別会計の交通安全対策特別交付金勘定及び食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定を廃止いたします。また、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合する等の施策を講ずることといたしております。
第三に、国債整理基金特別会計につきましては、前倒し債の発行収入金を翌年度の歳入に組み入れることとする規定の整備等を行うことといたしております。このほか、外国為替資金特別会計につきましては、毎会計年度の剰余金のうち、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を外国為替資金に組み入れるとともに、積立金の廃止等を行うこととしております。
第四に、旧臨時軍事費特別会計に関する歳入歳出の別途整理を取りやめるとともに、経済基盤強化のための資金に関する法律を廃止することとし

ております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(塚田 郎君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石田昌宏君 私は、自由民主党の石田昌宏と申します。

私は、さきの七月の参議院選挙で男性の看護師として初めて国会議員の役割をいただきました。医療、福祉の現場から国政の現場へ、しかもこの格式ある財政金融委員会の一員に加えていただきました。大変光栄に思っております。暮らしや命の現場で得てきたものを生かし、国の財政や金融を語ってまいりたいと思います。

本日、早速初めての質問の機会を与えていただきました。麻生財務大臣始め先輩方に質問させていただくことは大変光栄であります。このような機会をつくってくださいました塚田委員長を始め理事の皆様、そして本日のためにたくさん資料やデータを伝えていただきました厚生省、財務省の官僚の皆様、まず感謝を申し上げて、私の質問をさせていただきますと思います。

まず、日本の財政状況ですが、大変な厳しさを強く指摘されています。財務省がこの十月に発行した「日本の財政関係資料」というこのパンフレットを見ても、大変厳しいデータが並んでいます。例えば、平成二十五年度予算ベースで一般会計の歳出が九十二・六兆円であるのに対し、税収見込みは僅か四十三・一兆円しかない。その差は約五十兆円。このような状況は拡大傾向にある。公債の残高は拡大傾向にあり、累積で七百五十兆円を超えている。これは一般会計税収の約十七年分にも当たる。財政収支の国際比較を対GDP比

ですと、日本はマイナス九・二%で、先進国の中でも最悪である。さらに、債務残高は対GDP比で二二八・四%。ソブリンリスクで厳しい対応が迫られているイタリアの一四三・六%をはるかに上回り、先進国で最悪であるなど厳しい指摘のオンパレードで、パンフレットの目的がまるで国民の不安をあおってしまうんじゃないか、そう思うぐらいなものです。

しかし、一方で、このような厳しい財政状況の中でも、日本の国は世界の投資家から信頼されているということも言えると思います。国債の金利、極めて低く安定しています。今朝の財務省のホームページ見ても、昨日の国債の十年物の金利が〇・六〇九%、まだ史上最低のレベルですね。十月にも五年ぶりに物価連動債を発行し、入札しましたが、三千億円の発行予定額に対して三・七倍の応札がありました。非常に順調に行っていると思います。少なくとも投資家たちは、日本は信頼を得ていて、必ずしも今の状況が破綻ぎりぎりとか不安でいっぱいとか、それだけで考えてはいけないんじゃないかと思えます。

より正確な議論をしなければなりません。それをするために一般会計だけではなくて特別会計も併せて考える必要があると思いますが、財務省の発行しているこの国の財政書類を見ると、特別会計、一般会計の連結の書類があります。連結貸借対照表によると、平成二十四年三月三十一日の日本の負債は、公債が五百七十五兆円、F B九十四兆円などで、合計で千二百二十四兆円の負債があります。しかし、その一方で、有価証券や貸付金などの資産がありまして、その資産を合計すると七百八十二兆円。資産と負債の差は四百四十一・二兆円になります。

よく新聞報道では、国の借金が千一兆円にもなってしまったなどと報道がありますが、連結で見ると四百四十一兆円になります。随分印象が変わってくると思います。しかも、これが今あり得るということ、逆にこの資産表には載っていないんですけれども、例えば政府に対する信頼とか

徴税権とか、そういった無形のまた目に見えない資産というものもあります。必ずしも今が債務超過ばかりじゃなくて、安定しているという見方もできると思います。したがって、こういった状況をしっかりと冷静に考えるべきです。

未来を考える上には人の心理というのは、明るい未来をつくっていくためには、暗くて何かやる気がない、こんな状況では考えることもできません。むしろ、危機を訴えるだけではなくて、もつと今が自信持てる、こういった主張の仕方もする必要があります。確かに厳しいのは分かります。それでも、私たちは未来を切り開いていく必要があります。長期的な視点に立つて根本的な構造改革を考えなければなりません。このことについて、是非、麻生財務大臣の所見をお伺いしたいと思えます。

○国務大臣(麻生太郎君) 確かに、おっしゃるように、これは先生、GDPでいけば約五百兆円前後のもの、今、五百二、三十兆円になっていたり、四百六十兆円下がって、大体五百兆円前後。それに対して借入金と言われるものが、かつて細川内閣、四百四、五十兆円だったと思いますが、そのころに比べて今倍になっておりますけれども、売上高でいえばほとんど五百兆円は変わらず、借金だけ倍に増えたら、普通は金利は上がらなくちゃおかしいですね。何でも下がるんですかね。我々の習った経済学じゃ全くおかしい話が今世界でできておる。

だって、七%、六%が今〇・六とか、今日は〇・五九幾つとか何とかということになっていいると思えますけれども、これは全く今までの理解ではできない事態が世界で起きておるので、みんなこれに対しては理解が不能ということになっておりますが、日本の対外純資産は増える一方になっておりますし、いろんな意味でいい指標というものがいっぱいあることも事実なので、私どもはそういう中にあるながらもきちんとした意味で財政の均衡というものを今後図っていくと、少なくともこれが、二〇〇%行ったら大丈夫、じゃ三

〇〇%は大丈夫か、四〇〇%は大丈夫かと言われると、さあ、さすがにちょっと、常識をはるかに今ですら超えていると言われているのに、更に行くのはちょっと心配と思う方が普通なんだと思っております。

いずれにしても、今回消費税につきましても、少子高齢化というのが今後とも予想される中において、私どもとしてはいわゆる安定的な財源を確保しておかないと、次世代のいわゆる社会保障制度というものをきちんと、これも世界に冠たる、昭和三十四年、岸内閣のときにスタートした国民皆保険というものが世界に冠たる保険制度として、もう看護師やつておられるので御存じのとおり、こういった制度をつくり上げている国というのはほかにありませんので、そういう意味では私どもは世界に誇れるものを持っていると今思っています。こういったものを持ちたいと次世代に維持していくためにも今回消費税をお願いしたり、いろんな形をお願いしておりますところですので。

いずれにしても、プライマリーバランスと言われる財政均衡というものを二〇一五年までに対二〇一〇年度比で半分、そして二〇二〇年度までにせめてバランスということを目指して考えておりますけれども、長期的な視野に立つて私どもはこういった点も根本的な構造改革の一つと思つてやっていかないといかぬと思っておりますが、いずれにいたしましても、今後とも、自信が持てるのが大事だと言われるのは全くおっしゃるとおりで、そういったものを今後とも維持していける国の、国民の意識、そういったものを大事にして、何となく萎えちゃうような感じにならないようにしていくという配慮が必要であるというの、全く私どももそう思います。

○石田昌宏君 ありがとうございます。今大臣も、少子高齢化の社会に向けた安定的な財政という話もおっしゃいましたけれども、本堂にこれをつくっていくことは必ず必要だと思っております。そのためには、もちろん今、消費税をど

うするかという議論は当然大事でありますけれども、そこだけで終わってはいけなくて、もともと根本的な議論が必要だと思いますが、私はやっぱり医療現場にいろいろなことを感じるんですけども、今から本当に根本的に考えなければならぬのは高齢化の問題であって、高齢化そのものの考え方を考えていかなければならないんじゃないかというふうに思います。

病院にいますと、最近は寿命も延びてきました、八十代とかで患者さんが仮に亡くなつてしまった場合は、我々はむしろ、頑張つたねとか、若い、もうというふうに取つてしまふんですね。それだけ高齢化は進んでいます。看護師も不足で、最近は看護協会などは七十までは働こうとか、むしろもつともつと一生働いていこうとか、そういうことも言うようになっていまして、何か六十五歳が高齢者という感覚が非常に薄れてきています。

実際に、例えば定年とかそれから年金の支給開始年齢の議論でいくと、昭和二十九年に厚生年金保険法が改正されたときに、そのときに、五十五歳を六十歳にどうやって引き上げようかという議論をしています。男性がそんなんでいい。そのときに平均寿命が六十三・四歳、これ男性の平均寿命です。つまり、六十歳と六十三・四は三・四歳しか差がない。こういった中で六十歳にどう引き上げようかとやっていたわけです。

ところが、最近、今は六十五歳になろうとしていますが、平均寿命は男性が七十九・九歳、女性が八十六・四歳です。六十五歳の方の平均寿命を見て、男性は十九年、女性が二十四年あつて、この分、十九年若しくは二十四年を年金でやっていこうという議論が今の議論です。本当にこれでもいいのかという話を本当は考えなければならぬんです。これは財政だけの問題じゃなくて、国全体で考えるべきだと思います。

もちろん、そうなんても、七十歳になつて同じように若い人と働けと言つても無理ですから、むしろ仕事の仕方や生き方を変えていかなければなら

りません。例えば、短時間正社員制度をもつともつと利用して、定年まで働いて後はゆつくりのんびりしようじゃなくて、働けるときに、できることをできるときにできるまで少しづつやっていくという話だと思ひます。年金をもらいながら働いていくんだとか、そういった仕組みを新しくつくつていかなければならないので、本来は高齢化の根本的なものを議論した上で、未来の財政の見通しをつくらなければならぬと思います。

ですから、私たちは、本当にこれから、できるときにできることをできるまでやるという高齢社会ならではのスタイルを基に、国民一人一人、私たちは新しい人生の哲学を、そして財政は新しい規律を考えていくべきだと思います。

もし御感想などあれば、是非聞かせてください。
○国務大臣(麻生太郎君) 今おっしゃるように、定年が五十五だった時代というのはあるんですけども、あれは、昭和二十三年では平均寿命というのは五十五ないんですよ、実は、五十三・幾つ。戦争もありましたからね。

そういう意味で、平均寿命が五十三とか四とかいう時代に定年が五十五だったというのは、そもそも最初が、戦後の統計が始まったのは昭和二十二、三年ぐらいだと思ひますので、そのころだった。それが今御存じのようにだんだんだんだん変わつてきて、今誰でも八十で、今言われたように、若い、若いわけと云われても困るけど、若いわけという話になつておるわけです。

傍ら、よく見ますと、これは非常に個人差がありまして、私、昭和十五年ですから七十三ですけども、少なくとも病院に長期入院したことは多分私の記憶では一回もない、子供のときは知りませんけど、一回もないので、歩いたりなんかして、私たちの方は全然、お金を払つていくけど使つたことがない。傍ら、飲み倒すだけ飲み倒していいかげんなこととして、それでくたびれたようなのに対してあれを払つていくというのは、俺たちが払つて、努力しないやつをあれを食わせるた

めに払つておるのはおかしいじゃないかといつて怒つてきたある高齢者の方がいらつしやいましたので、私はこの人の言つてゐることは極めてまともなことを言つておられると、私はその当時幾つだったかな、六十ぐらいだったと思ひますが、そういう具合に思つた記憶があるんです。

私は、その意味ではやっぱり、逆に先生、ちよつと提案して、これは議員立法辺りで考えられた方がいいんだと思ひけれども、少なくとも病院にこないという人は、多分、今七十歳で一人当たりの医療費というのは八十何万とか百万とか、果によつて違つたりしますので、幾つか、平均がなかなか難しいところですけども、するとしますよ。全然来なかつたやつは偉いと、やると、金を。その分だけ、仮に月々二万円だとして二十四万円一応出したとしますよ。そうすると、差額は八十何万円ですから、それで六十万、国としては歳出が減るわけですよ。二十四万、全部別の手当てが必要ですよ。だけど、少なくとも社会保険関係が六十何万円助かりますから、それだったら、国トータルの経営としてはそつちの方がうまくいきますし、ちよつと病院に行こうかなと思つて、あつ、二万円来ると思つたら、葛根湯飲んで我慢しようとか、いろいろそれなりに考えるでしょうが。そういうようなインセンティブが働いて、俺も歩いた方が月々二万円来るとなつたら、一杯飲めるなとかいろいろなことを考えられる方もいらつしやるし、また同時に、やつぱり高齢者をうまく使つてゐる企業というの、地方に行きますと、これは総じて実は企業でしつかり利益が出てゐる企業なんです。

例えば、コンベヤーベルトのスピードを遅くするとかライトを明るくするとかいうようなことをやつてゐるところというのは、その分だけ経費は掛かつたけれども、人が非常に雇いやすくなつたとかいろいろなことを言われる。トラックの運転手さんだつて、定年が書いてないトラック業界というの、いわゆる二種というんですけれども、二種免許を持つた、大型二種を持つた人のあれとい

うのは物すごく今若者が減つていきますから少ないんですよ。だけど、高齢者の制限ないというところはほんばん人が来るわけです。体力測定試験やると、三十七、八歳のやつより十キロマラソンで先に帰つちゃう七十歳というのはざらにいますよ、今。

そういうのがやつぱり、だつて個人に差があるんだからいいじゃないですかということをやられた方がよほど全体として安くなると思ひますので、そういったことはちよつとかなかなか厚生省の役人の頭に出てくることは不可能、そういうことは期待されない方がいいですから、だから議員立法でみんなでおやりになるとかなんとかお考えになつた方が国全体のあれとしてはいいんだというような感じはしますけれども、ただ、これは私の個人的見解ですから御自分なりに、私どもとしては、なるべく働ける人はどんどん働いてもらつた方が、その人たちによつて税金、納税者になりますから、受ける方と払う方では倍違ひしますので、僕は、国の財政のためにもすごく大きいのであつて、一兆円伸びていくと言われる社会保障費の伸びが収まることにもなるといううような感じはいたします。

○石田昌宏君 ありがとうございます。大変私も同じような共感を得て、うれしく思ひます。

ただ、時間がなくなることに気がしました。残り十分もありませんので急がせてもらいたいと思ひますが、年金勘定についてちよつと話をしたいと思ひますが、この特別会計の改革は十年前からずっと続けてきていまして、三十あつた特別会計が今回の法改正で十七にまで縮まつてきます。残つたのは何か、若しくはこれからは改革あると思ひますが、残つていくのは何かと考える場合に、一つは、例えば外為特会とか財政投融資特会とか、言つてみたら業務勘定に近くて、お金の回し方を工夫するために一般会計に入らないというものがあつてと思ひます。

もう一つ残るのは、年金勘定ですとか、そういったいわゆる保険の勘定が残つていくんだろう

なということが、今回ずっと見ていて、この傾向が分かってまいりました。

つまり、どういうことかという、特に一般会計に入らないものが特別会計だとすると、その保険の特徴というのは年度で終わらない、つまり積立金を持つて長い期間で会計を回していくために一般会計となじまないから特別会計に残るべきだなという、こういったことがだんだん分かってきました。

その意味で、例えば年金会計を見ると、年金会計は、業務勘定のほかには基礎年金勘定と国民年金勘定、厚生年金勘定、そして子どものための手当勘定とあります。それから健康勘定ですが、健康勘定以外は全部積立金を持つていっているんですね。そして、長い期間の運用をしています、健康勘定だけは積立金がないんです。

となると、積立金がない中で結果的に何が起きているかという、将来への不安です。毎年毎年何とか資金繰りをしていけるので、本来に将来もつんだろうかという不安があると思います。それがあ意味、医療に対する不信になっているのかもしれない。

我々が病院にいても、保険を払っていない人が実際に病院に来て、実際、窓口でお金を払わずに亡くなってしまう。とても悲しいことです。一生懸命看護とかやっただけで、最後何かそう終わってしまうのは非常に残念なんです、そういった事例もたくさん出つてあります。

やはり私たちは、国として将来の医療、自分の健康若しくは病気になるのも何とか国が面倒を見てもらえるという状況をちゃんと財政的にもつくるべきであつて、そのためには、今はない健康勘定においても積立金の仕組みなりをつくっていくという根本的な改革をしていかなければならないと思います。

ただ、なかなかそれが難しいというのは分かりますので、是非、何が難しいのか、ここで明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府参考人(神田裕二君) 協会けんぽの健康保

険料の徴収というのは、事務の効率化を図る観点から日本年金機構で行つておりまして、御指摘の年金特別会計の健康勘定というのは、日本年金機構で徴収した健康保険料を受け入れまして、協会けんぽに対して交付金として交付するための勘定ということになっております。

したがって、健康勘定で剰余が生じた場合には、年金特別会計の健康勘定ではなくて協会けんぽの方で積立てをするというふうになっております。協会けんぽの方では、今申しました健康勘定からの交付金ですとか一般会計からの国庫補助金を収入としまして給付費等の支出に充てて、剰余が生じた場合にはこれを準備金として積み立てるというふうになっております。

したがって、剰余が生じた場合に特別会計の方に積み立てるのか、協会けんぽの方に積み立てるのかという御議論もあろうかと思ひますけれども、これは財政の責任を持たせる、保険者機能を發揮させる観点からどちらがふさわしいのかというふうなことも含めて幅広く検討すべき課題だというふうに考えております。

○石田昌宏君 剰余も今、金額、けんぽの方を見ると三千億とか五千億とかしかないんですね。本来はその十倍、百倍という単位で未来を見積もつておかなきゃならないんですが、今は一か月分の余りがあるかどうかぐらいのレベルなんです、根本的にやつぱり考えてほしいと思ひます。

時間がたつてくると次に行きたいんですが、医療機関の消費税の問題、これは是非解決していただきたいんですが、この度、消費税が五%から八%に引き上げられるという中で、社会保険診療報酬に関しては、患者さんの窓口での支払いは消費税は掛からない、だけれども、実際病院の仕入れ等では消費税を払つていて、この分の損税の問題があります。そして、それを診療報酬の引上げで見ようとして、平成元年のときは〇・七六%、そして九年のときは〇・七七%のアップがありました、これに十分な対応かどうか分かりません。しかも矛盾があります。

例えば、患者さんや国民の視点から見た場合には、非課税でありながら実質窓口で消費税の負担をしたものを払つているという矛盾とか、税の補填をしても保険料を使つて行つていっているということにもなります。また、医療機関から見た場合は、この金額が十分かどうかで、医療機関によつて仕入れが違ふのになぜ診療報酬がなべて同じものを使うのかとか、高額医療機器の購入などは非常に消費税が掛かりますが、それがあつたりなかつたりするわけで、そのばらつきがうまく埋まつていないとか、様々な矛盾があります。

この矛盾をなくすためには根本的な対応が必要なんです、これにはやはり非課税というものが問題になつていっていると思ひます。例えば、課税にしてそれをゼロ税率にするだとか、そういった仕組みをするのが一番単純だと思ふんですが、この議論、実は平成元年の消費税導入時にも行われていて、このときは今と逆です。何かというと、政府の税調は、特別の政策的配慮に基づくものは設けるべきではないと、むしろ非課税を否定しています。その一方で、業界団体の方では非課税にしてくれと、こういった議論があつたんです。実際やつてみると、実際は全然違ふぞ、おかしいぞというところで、その後議論が逆転するわけですね。

実は、そのころのことをずっと調べていたら面白い資料がありまして、これは社会保険旬報の昔の資料なんですけれども、このときに実は本音を言つていっているんです。大蔵省の主税局の当時の官僚の方がある会合でこういうことを言っている議事録があるんですけれども、これ雑誌に載つていっているんですが、私はそのころ主税局におりまして不思議でしょうがなかつたんですが、日医の方、日本医師会の方で非課税にしてくれという話があつて、実は私も主税局の人間は逆のことを言われると思つていたんです。是非、課税にしてくれと言われるかと思つていたら、非課税にしてくれと言われたものですから、本当ですかと言うのも失礼だから、ラッキーと思つて、しめしめみたいな

感じでやつてしまつたわけですね。今、消費税を上げるという報道がありますが、そのときには是非課税になるように運動された方がいいのではないかと、これは親切で申し上げることにございますという話をしていっているんですね。

まさしくそうなんです、せつかく親切心で言つてくたさつていっているんです、この度、是非改正において、消費税の在り方について、逆におつしやるのとおり、おつしやつたとおりの方向でやつていただきたいというふうに思ひます。

さらに、ゼロ課税にするときには、例えば輸出免税という仕組みもありますね。輸出品を作ったときにはお金が掛かるんですが、売るのは外国で売る。外国人からは消費税は取れない、だからその分をちゃんと還元するという仕組みがありますから、医療も全く同じだと思ひます。したがつて、既存の仕組みの応用で十分可能なことですから、是非このような仕組み、つまり課税にして、そしてゼロ課税にするといった仕組みを今度つくつていただきたいというふうに思ひます。もちろんこれは介護や教育でも同じなので、是非その分、一〇%のときは検討を進めていただきたいと思ひます。

いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これはもうおつしやるのとおり、もう二十数年前にわたつて、その前からもずっとこの話があつておりまして、当時、お医者さんの側の方からと今言われたその話はほとんど正しいです。そういった事情、病院を経営しているからよく分かりますから、それは。

今言つておられるのは、当時そういう話が出ていて、会社の経理の方から医者に向かつておかしいんじゃないですかと随分、これはゼロ税率でやつた方がいいんじゃないですかと、まあゼロ税率なんという言葉は知りませんでしたけれども、そういうことを言つていた会話を聞いていた記憶がありますので、僕は今それを言つておられるのは確かなんだと思ふんです。

ただ、ゼロ税率を今逆にすると仮にしますよ。

○石田昌宏君　ありがとうございます。

是非そういった意味では、これが合理化された

う言葉がありますけれども、ああいったPDCA

これまでの経緯については委員十分御承知でい

を前提としておりました森林保険特別会計、貿易再保険特別会計及び自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定、この三つの特別会計につきましては、これらの事業を担うこととなる独立行政法人の在り方と一体的に検討しておりまして、年末をめどに一定の結論を得るべく今努めているところでございます。

あわせて、独立行政法人改革につきましては、本年六月の骨太の方針で、「平成二十七年四月からの改革実施を目指して、必要な法制上の措置を早期に講ずるものとする。」とされておまして、現在、政府内におきまして鋭意検討を進めさせていただいております。

○尾立源幸君 政務官も多分地元でこの特会についてはいろんな御批判を聞いていると思うんですが、是非お若い政務官としてリーダーシップを発揮してやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○大臣政務官(福岡資麿君) 様々な方々のお声に真摯に耳を傾けながら、取組を進めてまいりたいと思っております。

○尾立源幸君 是非よろしくお願いしたいと思っております。

それではもう一点、特会ではないんですが、また官のお金を使うという意味で、今日は世耕さんに来ていただいておりますけれども、この官製ファンドについて質疑をさせていただきたいと思っております。

お手元に配らせていただいておりますように、安倍政権になってからも経済対策等々で新設、増額で主なものだ九つのファンドがあり、この規模は合計で約五兆円弱というふうになっております。官製ファンドの考え方というのは、民間資金の誘い水ということで、活性化のために使おうんだということ、これはいい部分もあると思うんですが、一方で、やはり悪い部分も幾つもございます。その一つが民業圧迫でございますね。悪い点を並べると言われれば幾つもあります。

世耕さんも今アドバイザリーボードを作つてやっていますしやいますが、この官製ファンドの悪い面、幾つか、事前の通告はございませんが、御所見があったら挙げていただかせませんでしょうか。

○内閣官房副長官(世耕弘成君) 悪い面とは申し上げませんが、幾つかやはり難しい面というのがあるというふうに思っております。

例えば、これは官民ファンドという名前になっております。ファンドということになりますから、当然リスクマネーの供給ということになります。ですから、案件によってはこれ、はつきり言つて投資したお金がバアになってしまふ可能性もあるというのが、これ、ファンドの世界であります。

しかし、一方で、この官民ファンドは税金からお金をお預かりしているわけですから、やっぱり損をしてはいけないという感覚でやつていかなきゃいけない。リスクマネーという側面と税金を原資としているという側面、これ両方見ていかなければいけない。

あるいは、これ、えてして、もう側は何となく予算から補助金をもらったのと同じ感覚で使つてしまふ感覚があるんですが、これはやっぱりあくまでも投資ですから、当然もらったお金に対して配当とかリターンとか、そういったものを払うという感覚で使ってもらわなければいけない。

そしてまた、今おつしやつたように、日本は残念ながら、民間でこういうファンドはなかなか活発でないということで、その呼び水としてこの官民ファンドというのを立ち上げているわけですが、一方で、ベンチャーキャピタルファンドとか既存のファンドも一応あるわけですから、そういった民業を圧迫してはいけない。非常に運営の難しい面があるというふうに思っております。

○尾立源幸君 問題意識はほぼ共通で持たせていただいております。非常に難しい問題ではございますけれども、ある専門家の方が、この官製ファンドの七つの問題点ということをおつしやつてお

ります。一つずつ細かい説明はいたしません。また時間があればやりますけれども、一つは、今、民業圧迫ということが言われました。あとは、税金の無駄遣い、さらには審判とプレーヤーの兼任、支出チェックの働きにくさ、民間流の報酬、人事の自由度、これは悪い方に働くという意味ですね、天下り組織の無駄、特定民間事業者への利益供与と、こういうやつぱり悪いことを考えれば幾つも出てくるわけなんです。

そういうことを懸念されてアドバイザリー委員会をつくられているとは思いますが、でも、まずその大前提として、今申し上げました天下りだとか民間流の報酬、人事の自由度ということに關連して、今それぞれの官製ファンドに役所から現役出向はどのぐらいいるのか、またOBの方はどのぐらいいるのか、また今後の予定について、世耕さん、教えていただけますか。

○内閣官房副長官(世耕弘成君) 一応、今御指摘いただいている九つのファンド、今の我々のガイドラインが対象にしている九つのファンドをベースに申し上げたいと思いますが、もう既に設立済み、九つのうち設立済みのものが七つのファンドであります。この七つのファンドを調査いたしましたところ、国家公務員からの現役出向は五つのファンドで行われておりまして、合計で七十名であります。役職員に占める割合は四・二％のところから、高いところだと二二・二％というところがあります。

また、国家公務員のOBについては、いわゆる国家公務員の退職者で管理職職員であった者のうち離職後二年間、これいわゆる天下りの定義というふうに考えていただければと思いますが、その二年間で今このファンドの役員に再就職をした者はおりません。

○尾立源幸君 また個々については次の委員会等で細かくやっているとありますが、今お話があったように、官民ファンドというのは株式会社社形を取っていますよね。そういう中で、民間会社のようにもちろん経営されるわけなんですけれども、毎年の支出というのはこれは国会でもう

予算が通つてしまつていきますのでチェックされません。そういうことですよ。渡し切りということとです。一方、その幹部の人事や報酬というものはある程度この株式会社で自由に決めるということになっております。

したがって、いい面、悪い面あるんですが、悪い面を言うと、民間のような自由度がありつつ、チェックの甘いお金をいただきながらこの株式会社で運営できるという非常に、悪く言えば使えしまふということ、このようにたくさん今、各省庁に一つずつみないなファンドがこれまたでき上がつてきているのは、そういうところのうまみを知つた霞が関官僚の皆さんの新たな出向先だと天下り先として使われるんじゃないかという大変な危機感を持っております。いかがでしょうか。

○内閣官房副長官(世耕弘成君) 私も同じような問題意識は持っております。ただ、いわゆる役員出向は私はそんなにネガティブに考えていないんです。

というのは、各ファンドにはそれぞれ政策目的があります。やつぱり元々監督官庁のグリップがある程度私は利いていなければいけないと思つていますので、いわゆる今の現役役の国家公務員がその役所の命を受けて現役出向の形でその役員、役職員に就くということは私はある程度意味があるというふうに思っています。

一方で、報酬の点ですが、私も同じ懸念を持っております。今回のガイドラインを決めるに当たつた専門家の皆さんからも指摘をいただいております。このガイドラインの中には、例えば報酬が適切かどうかというのをちゃんと見ていこうというふうに思っております。日本では今、はつきり言つて、このファンドを運営するに当たつて高額な報酬を受け取れるだけのスキルのある人ってなかなか少ないと思います。これから育てていかなきゃいけない。官民ファンドはそういう育成の意味もあると思つております。その育成の方に高い給料を払うのはおかしい話だと思いま

すから、これガイドラインにはそういう投資のプロフェッショナルの報酬の水準というのもチェック項目に入れておまして、適宜ちゃんとウォッチをしていきたいというふうに思っております。

○尾立源幸君 今お話がございましたガイドラインでしようか、これは、これまたお手元に配らせていただいておりますが、世耕さんが座長となつて、官民ファンド総括アドバイザー委員会というものを立ち上げられた中で今お作りになったというふうに聞いております。

このガイドラインはどのように運用されるのでしょうか。運用の今後の仕方。

○内閣官房副長官(世耕弘成君) このガイドラインは、まず今言っていたいただいた委員会でもつちり議論をして、そして官民ファンドの運営状況について検証を行うためのチェック項目として取りまとめたものであります。ですから、これは官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議において最終的にこれを決めていただいております。関係閣僚会議で御決定をいただいております。

今後、この関係閣僚会議の下に設けられた幹事会というのがあります。これも私が座長を務めておりますが、この幹事会を年に数回の頻度で開催をして、ガイドラインに基づいて官民ファンドの個々の運営状況等の検証作業を行っていく予定であります。この幹事会は、私が議長になります。検証作業については、ガイドラインの項目に沿って、各ファンドや、あるいはファンドを所管する省庁から対応状況を報告をしてもらって、その内容について有識者を含めた構成員による確認を行う形で進めてまいりたいと思っております。第一回の幹事会はできれば十一月中に開催をしたいというふうに思っております。

○尾立源幸君 アドバイザリー委員会のメンバーはここに書いてありますが、幹事会のメンバーというのは誰になるんですか。

○内閣官房副長官(世耕弘成君) ざっと申し上げますが、議長が私、副議長が内閣総理大臣補佐

官、これは和泉補佐官であります。構成員は、内閣官房副長官補、内閣官房審議官、そしてあと、それぞれファンドを監督している省庁と、あと、民衆圧迫になつていないかということをチェックするという意味で公正取引委員会、あるいはファンドを金融の面から見るとの意味で金融庁、そして当然、出資元という意味では財務省の理財局長にも入つていただいております。

○尾立源幸君 じゃ、アドバイザー委員会に更にプラスをしたという感じだと思います。

ただ、このガイドラインの中身を見ますと、例えば評価基準が書いてあるんですけども、非常に定性的なものが多くて、数値の基準というのはいないんですよ。例えば、申し上げますと、ポートフォリオマネジメントがちゃんとできているかというような項目があるんですけども、今ここにいうアドバイザー委員会や今おっしゃつた幹事会のメンバーで、このポートフォリオマネジメントができる人つて一体どなたがいらっしゃるんですか。

○内閣官房副長官(世耕弘成君) 先ほどもちよつと言ひ漏れましたけれども、この幹事会の中には、元々総括アドバイザー委員会に入つていただいていた民間有識者の皆さんも入つていただきます。この方々は、十分、ポートフォリオマネジメント等、過去、プライベート・エクイティ・ファンドの運営経験のある方とか、そういう知識のある方も入つていただいておりますので、その方々の目でできるといふふうに思っております。

○尾立源幸君 ということは、私が資料をお配りしてありますこの四人の方がその候補だということなんです。具体的にはどなたがポートフォリオマネジメントをやつてきたんですか。

○内閣官房副長官(世耕弘成君) ここでは、例えば大和総研副理事長の川村さん、あるいは京都大学IPS細胞研究所アドバイザーの水野さん、このお二人は明らかにこういつたポートフォリオのマネジメントをやつてきた経験のある方でありま

す。

○尾立源幸君 ファンドでお勤めになつていたんですか。

○内閣官房副長官(世耕弘成君) そういうふうに認識しております。

○尾立源幸君 またその点詳しく議論をさせていただきますが、本当に問題なのは、この例えば幹事会がどういう権限を持つのかだと思うんですよ。検証して、ああですね、こうですとねと言ふのはいいんですけども、その先がないと強制力も何もないわけですよ。誰が責任取るのかも分からない。その辺りはどのように今後お考えですか。

○内閣官房副長官(世耕弘成君) まず、それぞれのファンドの直接的な監視とかチェックは、当然、ファンドにはそれぞれ所管官庁があるわけですから、まずそれで見ていただきたいというふうに思っています。

しかし一方で、やはり横串を通したいいろんなルールをちゃんと作つておかなきゃいけない。官民ファンドとはこういうものだという形で横串を通したルールを作つておかなければいけないという思いで作つたのがこのガイドラインでありますので、我々はこのガイドラインで適宜横串を通してチェックをしていきたいというふうに思っております。基本的には所管官庁に責任を持つてしっかりと見ていただきたいというふうに思っております。

○尾立源幸君 私は、その考えはちよつとクエスチョンなんです。

やつぱりしっかりと検証して、是正すべきところは是正できるような権限を幹事会で持つたらどうですか。せつかく専門家がいらつしやるとおつしやつていくわけですよ。ただ意見を言つて、それを反映するのかもしれないかというのには非常に暖昧で、国民から見たら誰が結局責任持つているのかというのが分からないと思うんですが、どうでしょうか。

○内閣官房副長官(世耕弘成君) 私は尾立委員と

問題意識は全く一緒だと思います。まだ残念ながらこの幹事会も一回も開かれていないという状況です。このガイドラインもできてからまだ数か月ですから、またこれが実際に運用にどういう形に役立てられているかというのはこれからチェックをしていかなければいけません。我々も、何もだてや酔狂で集まつているわけではありませんから、当然問題点は指摘をして改善はしつかり求めていきたいというふうに思います。

まずはそれで、この幹事会でこういうところおかしいんじゃないかと、ここは改善すべきじゃないかということ指摘をして、監督官庁とファンドがどういうふうに行動するか。これ当然、指摘は受けて、指摘を受けたらちゃんと真面目にやつていただけるものだというふうに思いますが、その動向をまずしばらくは見ていきたいというふうに思います。

○尾立源幸君 本当に、世耕さんが座長になられてこういうものをつくられて、監視していこう、横串を刺していこうというのは非常にいいことだと思ふんです。ですから、是非実効力があるようにしていただきたいのと、欲を言えば、本当はファンドをつくる前にこういうことは整備してからファンドをつくるのが順番で、後先になつちやつていこうと思ふんですよ。だから、いかにこのファンドが急に乱造されたかというものを物語つていこうと思ふんですけども、是非、今後国会でしっかりと、これはチェック、我々もしていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○磯崎哲史君 民主党、磯崎哲史でございます。財政金融委員会、この委員会での初めての質問とさせていただきます。

この大変歴史ある財政金融委員会の委員として選んでいただきましたことに感謝を申し上げます。選んでいただきましたこと、その中で自分自身しっかりと責任を果たして、その役割を果たしてまいりたいというふうに思います。また、諸先輩皆様方には、今後私への叱咤激励を含めて、様々なアドバイスを

もいただければと思います。どうぞよろしくお願いをいたしたいと思ひます。

また、昨日、本会議場におきまして本案件について代表質問をさせていただきました。初めての登壇ということもありまして、多少拙い質問もあつたかというふうには思ひますけれども、麻生大臣からは大要丁寧な御答弁をいただきました。この場を借りまして、改めて答弁に對しまして御礼を申し上げたいというふうに思ひます。

私の思ひ、あの場でもお伝えをさせていただきましたけれども、やはり財政の健全化を目指す上で、一つ一つ決めた活動を着実に進めていくこと、これはもう党派を超えて、これはもう全ての国会議員が責任を持ってやっていくものだと思います。昨日はあつた思ひもお話をさせていただきまし、今後もそういう思ひでこの財政金融委員会の中で様々な発言をさせていただきたいと思つておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

今日、この中で、昨日少し質問の中から漏れてしまったことをお話をさせていただきたいと思ひますが、まず、その特別会計の改革全般について、昨日の中でもお話をしましたけれども、この健全化によつて様々な効果が出てきているということ、昨日御答弁の中でもお話をいただきました。

その中で、やはり活動の結果によつて得られた効果額、これがきちんとその中で、ほかのこれ支出に回つてしまつては本末転倒ということになります。一般財源の中に戻つてほかの支出に使われるということではなく、しっかりとやはりブライマリーバランスの改善に使われていくべきだ、というふうな私自身認識を持っておりますけれども、この点について改めて麻生大臣のお考え、確認をさせていただきたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 磯崎先生、昨日の御質問にも同様の趣旨で大所高所から述べておられましたんですが、今回の特別会計の改革におきま

ては、勘定の一般会計化とか、また統合というのに伴ひまして業務の効率化というのが進んでいく、進まない場合もありますからこれ物すごく大事なところで、進めなければならぬのですが、進めば当然のこととして事務費の削減効果は出てくるのは当たり前のことだと思つております。また、勘定の統合によつて特別会計におきまして資金の効率的な運用という点も私も私どもは期待できると思つております。

いづれにいたしましても、こういった改革によりまして歳出の削減効果というのを定量的にちよつとお示しするところというのは困難ですけれども、財政の効率化、透明化というものを一層進めるといふことにおきまして、この改革の趣旨に従つて、財政の健全化に向けてこれを活用していくかねばならぬというふうに考えております。

○磯崎哲史君 改めて力強く御宣言をさせていただきます、ありがとうございます。

その特別会計の中で、今後も様々な会計勘定はまだ残りますけれども、やはりその中の一つ一つの活動もきちんと分析をしていかなければならぬというふうな思つております。その中で、やはりその会計の中に残りますお金、実際に運用される部分のきちんとチェックもしていく必要もありますけれども、やはりそこで生まれてくる剰余金であつたり積立金、こうしたものについてもきちんと精査をしていく必要があるかと思つております。

もちろん積立金についてはその必要性に應じてということだと思ひますが、この剰余金、これについては、まあその名のとおり剰余ということであれば、これまでも一般会計にそこから戻すという取組も行われているわけでありまして、この剰余金について、そもそもこれを一般会計から繰り入れてくる額を削減するすとか、そういう観点を持つて剰余金そのものの抑制につなげていくようなお考え、これがまず一つあるのかどうか。その点についてお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○副大臣(愛知治郎君) お答えを申し上げます。御指摘のとおり、特別会計における剰余金及びまた一般会計からの特別会計への繰入額についてのお話がありましたが、これはしっかりと管理をしていかなければいけないと考えております。

特別会計における毎年度の剰余金については、その発生原因を十分に見極めて、歳出予算の見積りに可能な限り反映させるなどの対応を現在でも行つているところであります。また、一般会計から特別会計への繰入についても、予算編成過程において必要性等を精査した上で繰入れを実施しているところでもあります。

今後とも、財政健全化の観点を十分に踏まえつつ、適正に対応してまいりたいと存じます。

○磯崎哲史君 現在の方も実施をさせていただいていふこととありまして。これは、やはり毎年毎年、昨日の大臣の御答弁の中にもありましたけれども、やはり毎年やっていくことが大切なんだというお話でございます。是非、そうした観点で、この抑制というところも使われ方という意味では重要かと思ひますので、お願いをしたいというふうな思ひます。

あわせて、今、会計内の方の剰余金ということでお話をしましたけれども、今回、会計を整理されて、逆に一般会計の方に行くものがございまして。これまでは、逆に言いますと、特別会計の中で、その限られた会計の中でお金を回すということと、来年度若しくは再来年度に使おうということとで、それが有意義剰余金になったり積立金になったりするというところになりましたけれども、逆に一般会計化をすることで、繰越しという形で剰余という扱いができないことで、逆に一般会計の中で年度内消化をしなきゃいけないと、そういう心理が働く可能性はあるんじゃないかなと。逆にそれが税金のまた無駄遣いにつながる、そういった観点を少し懸念として持つわけでありまして、予防策という点で何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○副大臣(愛知治郎君) 御指摘のとおり、特別会計の剰余金については、これは特別会計法で当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れ、翌年度に使用することが認められております。

ただ、御指摘の一般会計であります、歳出面から見るとある事業を翌年度に繰り越せるかどうか等については、これは一般会計であるか特別会計であるかにかかわらず、基本的に同じ明許繰越し等の制度の下で判断されております。ですから、特別会計の事業が一般会計化されたからといって、御指摘のような繰越し等が難しくなるとは考えておりません。

○磯崎哲史君 制度の中でしっかりと監視をされていくこととあります。もうこれについても、繰り返しになつて申し訳ありませんけれども、やはり毎年毎年のチェックというところが重要かと思ひますので、是非そうした監視をお願いしたいと思ひます。

全般的なところで、昨日も大臣の方からは、制度としての改革は一つの区切りといひますが、めんどというのが付いたというふうなお考えでありました。今後は、それをしっかりと実行に移して一つ一つ積み上げていく段階だということに私も認識をしております。

私自身、民間企業で二十年働いてまいりました、やはり会社の財政を見直していくということ、これはもう取つかりは本当にある程度ざつくりざつくりいけるんですけれども、その後、地道に積み上げていく工程が、実はこれが非常に重要であり、また非常に苦しい道ということを私自身も肌で感じてきた人間の一人でございます。こうした取組を進めていく上では、やはりトップがどういふ明確な方針を出し、そこに集う者が同じベクトルを持つて活動していくことが大変重要だと私自身考えております。当然、そこには強力なリーダーシップが必要となります。財政健全化に向けて、麻生大臣の強力なリーダーシップ、それと、全ての携わる人間が同じベクトルを向くような強力なリーダーシップを是非発揮していただきたい

たいというふうに思います。是非よろしくお願いをいたします。

続いてもう一つ、次の、関連しまして質問をさせていただきますというふうに思います。

今回、社会資本整備特別会計について、これ結果的には一般財源化の方という形で廃止をするわけですが、その中で道路特定財源の関連の質問をちよつとさせていただきたいというふうに思います。

その中で自動車の関連の税金についてであります。昨年の六月になりますけれども、これ民主党の三党合意ということで、自動車関連諸税については消費税の増税に合わせて抜本的な見直しを行うということで三党合意があったわけでありまして、この点につきまして、現状の検討の状況であったり、この先どういう形で進めていかれるのか、この先の方性についてお伺いをしたいというふうに思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 今御質問ありました、これは主に車体課税というところから話をさせていただければ、税制改革抜本法の第七条の規定を踏まえまして、平成二十五年度の与党税制改正大綱におきまして、税源を確保して一層のグリーン化などの観点から見直しを行い、平成二十六年度税制改正で結論を得るという方針が示されており、御存じのとおりです。また、先般決定されました、十月一日でしたか、民間投資活性化等のための税制改正大綱及び閣議決定におきまして、車体課税を見直すという方針が示されたところであります。

これらの方向性を踏まえて、平成二十六年度税制改正に向けて今から与党においていろいろ検討が始まるんだと思いますが、その検討状況を踏まえながら私どもとしても検討してまいりたい、そのように考えております。

○磯崎哲史君 ありがとうございます。

そこで、少しここで確認をさせていただきたい点がござります。今、改革については今の三党合意若しくは税制大綱に基づいてということで力強

くお話をいただきましたけれども、この検討を進めていくに当たっての、その前提となる様々な自動車の税金についての環境、これについて少し確認を、改めてですが、させていただきたいというふうに思います。

主にはやはり自動車の重量税であったり自動車の取得税というところが大きな項目になるかと思えますが、この二つの税金につきまして、制定当初についてはやはりこれは道路を整備する目的ということで設定された税だということに私自身認識をしておりますけれども、この税が一般財源化をされたということ、これもる協議があったというふうには思いますけれども、その時点でやはり課税根拠がなくなっているのではないかと。これは自動車ユーザーの方からそうした声が出てくるんではないかと、この点についてどのような考えをお持ちか、確認をさせていただきたいというふうに思います。

○大臣政務官(伊藤忠彦君) 自動車取得税につきましては、平成二十一年度の一般財源化に伴い、昭和四十三年から始まりました目的税から、自動車取得した者が地方団体が提供する道路等の行政サービスから受益をしていることに着目をして、課税をする普通税に移行したものでござります。一般財源化された後も、税負担と道路整備でござりますとか、例えば麻生財務大臣が今おられますけれども、かつて総理でありましたときにちよつと高速道路の料金の低減化ということとをさせていただきまして、あるいは交通事故、救急等の対応、排気ガス対策など自動車の走行に伴い発生する様々な行政サービスから受ける受益関係には、従来と同様の対応関係があるものと認識をしております。更に言えば、これを財源といたしまして市町村も支えられているわけでございます。

したがって、一般財源化後も引き続きまして課税根拠を有しなければならぬものであるというふうに認識をいたしております。

○国務大臣(麻生太郎君) 国税の方の御質問もあ

ろうと思ひますので、自動車重量税は、これは御存じのように、自動車が行くことによつて道路が損壊というか摩耗する、道路が一応損傷する、また大気汚染など社会的費用をもちたしていること、また、道路などの社会資本の充実の要請というの、これは多分今最も財務省に対しての要請の強い、順番で言えば多分道路ということになるかと思うほど要請が強いことなどを考慮して、これは広く使つておられる方は自動車ユーザーということになりますので、その負担を求めるとして当時創設されたものと理解をいたしております。したがって、自動車重量税の用途の八割は、いわゆる揮発油税など他の道路特定財源とは異なっておりまして、法律の規定によるものではなく予算上の対応として道路財源として活用されてきたところであります。

道路特定財源の見直しの後におきましても、自動車を使つておられる方々は道路整備によりメリットを受けておられること、また自動車の走行が道路損壊やCO₂の排出などのいわゆる社会的費用を発生させていることなどは現実問題として変わりはありませんで、引き続き課税すべき理由はあるとは考えております。

○磯崎哲史君 今のお二方、御答弁の中で伺いたしますと、やはり引き続き自動車について、道路整備について使われているということが主眼だとすると、何かその一般財源化をしたときに、正直言うと、なぜじや一般財源化をしたのか、ということとを正直ちよつと疑問に持たざるを得ないような今お話だったかというふうに思いますけれども。

自動車取得税の点、そもそも自動車ということ、道路財源ということでスタートしましたが、結果的には今やはり、今のお話でいくと、地方の道路また緊急の整備ということで使われているというところであれば、やはりそれは引き続き自動車の特定財源ということの認識だということをお考えなんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 特定財源でないことだ

けははつきりしております。これは五年前のときに決められておりますので、当時責任者だったので、そのとき決めた経緯もあります。これは特定財源でないということだけははつきりいたしております。

○磯崎哲史君 特定ではないけれども、主には自動車の税金に、自動車また道路の整備その他を含めた税金に使われていると、そういう認識でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 色が付いていないというところでありまして、基本的に道路だけにというようにお話をしているわけではないというように御認識いただければ存じます。

○磯崎哲史君 そうしますと、やはりあの当時もそうだったんですけれども、自動車ユーザーの方から広くやはり一般財源化はおかしいのではないかと、そもそも自動車に対しての税金を払っているところの納税のその根拠と納得というところであれば、自動車に使っているという特定されたもの、自動車というところの納得感から払つていたところ、やはり一般財源化というところで納税者の方の理解が得られない状況にはなっているかと思うんですけれども、その点について何かお考えありますでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 度々重ねて申し上げるようですけれども、あの当時も御説明をさせていただき、かれこれ五年前ですけれども、特定にリンクをしているわけではありません。これははつきり申し上げて、特定財源ではありません。

ただし、先ほど申し上げましたように、CO₂の話とか道路の摩耗の話とか損傷の話とか、そういった意味でござりますと、自動車をいわゆる使つておられる、メリットを受けておられる方々も、それは自動車に乗つておられる方、利用しておられる方ということになろうと思ひますので、そういった意味では、そこに使われているのが現実問題八割になつておるといふ現実を見ていただければ分かりますように、私どもとしては、道路の必

要性というのを考えて、こういつたものを、道路に対する需要というものを考えたときにこういった配分をしておるといふことであつて、最初からこれに特定してリンクしているわけではないといふように御理解いただければと存じます。

○磯崎哲史君 済みません、もう時間がなくなつてしまひましたので、次の議論の方、次の議論といひますか、関連して一つだけ確認をさせていただきたいといふふうに思います。

自動車の取得税については、今、道路特定財源以外にもやはり消費税との二重課税になるのではないかと、これも前々からあつた議論でありますけれども、この二重課税に対する考え方について改めて確認をさせていただきたいと思ひます。

○大臣政務官伊藤忠彦君 自動車取得税につきましては、権利の取得、移転に担税力を認めて課税される流通税であるとともに、自動車の取得が一種の資産形成としての性格を有することも着目をして課税をする税でございます。消費一般に課される消費税とは課税根拠が異なるものと認識をいたしておりまして、諸外国でも付加価値税に加えて自動車の取得、登録に関する税が課せられている状況でございます。EUの二十七か国中十九か国において課税がされているものでございます。

また、消費税創設時に物品税が廃止をされたわけでございますが、自動車取得税は存続されたところであり、消費税率の引上げ、地方消費税の創設時にも自動車取得税の負担調整は行われていないところでございます。

このようなことから、自動車取得税と消費税を併せて課すことが直ちに二重課税になるとは考えていないところでございます。

以上でございます。

○委員長(塚田一郎君) 磯崎哲史君、時間ですのでおまとめください。

したけれども、やはりただ、これユーザーの視点で見たとときには、消費税、それとともに物に掛かる税金という観点でいきますと、やはり二重課税ということとはございますので、その点については今後しっかりとまた議論をさせていただきたいといふふうに思います。

この点含めて、先ほどの自動車の関係諸税についてのお話、今後また質問させていただきたいと思ひますので、どうぞよろしく願ひをいたします。

○西田実仁君 公明党の西田実仁でございます。今日は、特会の改革ということで、私といたしましては、この中でも特に外為特会のことのみに絞つて御質問させていただきたいといふふうに思ひます。

今から六年前、この委員会で、当時は尾身さんが大臣をされておられましたときにも同じ質問をさせていただきました。それは、借金をして政府短期証券、F Bを発行して得たもので米国債等を買入れているわけでありまして、積立金をやはりこれをなくしてF Bの償還にすべきではないかという当時議論をさせていただきました。しかし、当時は、やはり積立金は必要であるといふことで、その質問では何ら変化はなかったわけでありまして、その後、自公政権、そして民主党政権とこの特会改革が続けられてまいりまして、今回、この積立金を廃止をして、そしてF Bの償還に充てていくということが改めて今回の法改正で決まるということで、そのことに絞つてお話をさせていただきたいと思ひます。

積立金、今どのぐらいあるかといひますと、お手元にお配りさせていただきました貸借対照表においても、これは一九九一年度からのものをずつと時系列で並べさせていただいております。今この外為特会の資金規模、九一年度は二十三兆円ほどだったものが、今、今年度の予算ベースでは二百一十兆まで来ているといふところであります。

その中で、積立金というのは、九一年度には七兆円だったものが二十一兆まで来ているといふこと

でございますけれども、この積立金二十一兆をなすとして財投預託をやめるということでございますけれども、ではこの現行の預託金はどういう扱いになるのかということについてお聞きをしたいと思ひます。

この貸借対照表の下の方を見て、貸方の方を見ていただきますと、積立金二十一兆のうち財政融資資金預託金が十一兆あるわけでありまして、約定期間が七年未満のものとして七年以上のものとそれぞれございます。この満期前の預託金は回収されるのかどうか。すなわち、期限前返済を迫ることが可能なかどうか。それとも、財投預託金が順次満期を迎えるにつれて、それに対応する政府短期証券の残高が減っていくことなのか。だとすれば、今後何年掛けてどれくらいF Bが減ることになるのかということについてお聞きしたいと思ひます。

○副大臣(愛知治郎君) 今回の法改正によりまして、積立金として財投預託されている約、これは二十四年度末における額でありますけれども、十四・七兆円の円貨ですが、これらは順次F Bの償還に充てていくこととしております。

この財投預託されている円貨は、財政融資資金の資金繰り及び国債市場に与える影響に配慮し、預託期限の到来を待つ段階的に縮減することを想定しております。具体的には毎年三兆円程度を減額をして、五年程度、平成三十四年度でゼロにすることを予定しているところであります。

○西田実仁君 じゃ、確認でございますけれども、期限前返済を迫るようなことにはならないといふことでよろしいか。

○副大臣(愛知治郎君) そのとおりであります。

○西田実仁君 この今回の改正は、積立金を廃止してF B償還に充てるといふことですけれども、剰余金の扱いについてはどう変わるんでしょうか。これは、前政権下で発生されましたけれども、当分の間、毎年度の剰余金の三割以上を外為特会に留保する、積立金の保有外貨資産に対する割合が三割に達していないからというのが平成二

十二年の十二月に報道発表されたものでございますが、この方針は変わらないのでしょうか。

○副大臣(愛知治郎君) お答えを申し上げます。外国為替資金特別会計の御指摘の剰余金の処理に当たっては、今回の法改正後になりまして、一般会計の財政事情を勘案しつつ、外国為替相場の変動等に備へ、同特別会計の健全性も確保していくという考え方に変わりはございません。

したがって、法改正後も外国為替資金特別会計剰余金の一般会計への繰入れルールを踏まえ、御指摘のとおり毎年度の剰余金の三〇%以上を同特別会計に留保いたしまして、内部留保額の保有外貨資産に対する割合を中長期的な必要水準、これは保有外貨資産の約三〇%になりますけれども、に向け高めていくことを基本としつつ、同特別会計の財務状況や一般会計の財政状況も勘案して一般会計繰入れ額を決定していくことになると考えております。

○西田実仁君 私自身は、これなぜその方針を変えないのかということに大変疑問に思つております。

今の御説明にありますような、外為特会の金利変動リスクあるいは為替変動リスクを吸収して通貨当局の信託を確保するためにはこの三割の内部留保は必要というのが、六年前に質問したときも同じような答弁でございました。

しかし、日本は外貨準備高は一兆三千億ドルも持っているという、もう世界一、二を争うわけでございます。通貨当局の信託を確保するためになぜこの特会の中に三割もの、あるいはそれ以上の内部留保金を蓄えておかなければならないのか。外貨準備がこれだけあるのに、どうしてその通貨当局の信託が崩れるようなことになってしまうのか。そもそも誰からの信頼性を懸念しているのか。あるいは、アメリカはもちろんですが、イギリスその他で、先進国でこういう内規を持っているところがあるのかどうか。これについてお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) この特別会計につきま

しては、これは法改正後も、外国為替相場のいわゆる変動というものを勘案しながらこの健全性を確保していくというのは、これは絶対必要なことなんだと思いますが、内部留保としてこういったものの資金を直接に、外国為替に直接組み入れて、いわゆる内部留保として保持することとしておりますが、その内部留保に必要な金額ということが御質問のところだと思いますが、外国為替相場や市場金利の変動というのは、これは保有しております外貨資産に発生する評価損をおおむね下回らない程度に水準を置いております、基本的には。

また、過去の為替や金利の長期間のデータに基づいて算出しております、保有外貨資産の百分の三十というものを基本として置いておるところであります。中期的にはこの水準まで積み上げることが正しいと思いますが、今一七％ぐらいだと存じます。

アメリカやイギリスではどうかという御質問があつておりましたけれども、これは同様に総資産に占める割合で見ますと、アメリカの場合は四三％、イギリスの場合で四七％ということになっておりますので、そういった意味では各国とも同様な試算をしております、私どもの三〇％というのが特に多いというような感じを持つてゐるわけではございません。

○西田実仁君 アメリカ、イギリスなども、外為特会という名前ではありませんけれども、その目的がやはり日本とは随分違うんだろというふうには思つております。つまり、突発的な資本逃避等に対外流動性を維持するためということでの今言われたような内部留保ということになりまして、日本の場合にはむしろ為替介入ということを目的としてこの特会というものが主に成り立っているということでありまして、私自身はこの内部留保をこれだけ維持しなければ通貨当局の信認が得られないという理屈はどうかというふうにやや疑問に思つております。

その上でお聞きしたいと思ひますけれども、こ

の外為特会の保有する外貨資産については、円高に伴い発生する評価損の見合いの役割があるんだというところで、従来の積立金、今後の剰余金について言われているわけでございますけれども、これを逆に言いますと、円高の進行等になかなか手も足も出ないと、それでありまして、円高に伴い発生する評価損、これにいつも備えていなければならないというふうに言えなくもないんじゃないかと。

むしろ、この円相場の安定を図るには、私は、麻生総理だったときの二〇〇八年の段階で、IMFの資金基盤の強化に向けた資金貢献として、累積一千億ドルまで外為特会から融資をするというふうな決められたような、通貨外交というんでは、先進国、新興国を問わず日本の円相場の安定ということに理解を得ていく、そういう努力をむしろすることによつて信認を得ていくという、また相場の安定を図つていくという方が健全ではないかというふうに思われるわけでありませうけれども、大臣、今どう御認識でしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) 御指摘のありましたとおり、為替に、いわゆる為替を含みます国際金融政策というものに関しましては、これは日本の政策を外国から理解され、なかなかG20等々、また新興国から理解を得ていくというのは基本的に大事なことで、これは常日ごろから、そういった国際会議の場に限らず、その他ASEAN諸国との財務大臣会合等々においても、この点はきちんと丁寧な説明しておくというところは、もう私どもは大事なところだと思つております。

その議論の結果として、過日、G20において、為替レートが無秩序な動きが経済及び金融の安定に対し悪影響を与えるということや、日本の財政金融政策は、これは円の独歩安といつて、この二月初めごろEUにもたれたものだったんですけれども、これは、日本の財政金融政策というのは何も円安政策ではないんであつて、デフレ不況からの脱却を目的とした金融緩和の結果的に副次的に生まれたのが円安なんであつて、円安は

そのいわゆる二次産品みたいなものなんだというような話やら何やらして、共通認識として理解をされているところでもありますので、こういつたような話をこれまでもいろいろな形でしております。以後、少なくとも四月以降、円の独歩安などというような話を言われるということは間違いないかなんかでもございまして、そういう努力はこれまででも、また今後ともしていかなければならぬものと思つております。

○西田実仁君 ありがとうございます。損益計算書を見ていただきますと、本年度利益というのが一番歳出の右側にございまして、本年度利益の予算は六千二百九十五億円ということになつております。これまでの決算の数字がそれまゝで上書きしてございまして、二〇〇九年、二〇一〇年、一一年、一二年と見ても、大体三兆円近くずつと本年度利益は出ているわけでありまして。しかしながら、今年度はそうした水準からしますと相当激減をした予算を組んでおります。

その理由としては、左側に借入金金利というものをみていただければ明らかでございまして、二〇一一年度には一千八百五億円の借入金金利を、今年度予算では一兆二千二百九十二億、約十倍の借入金金利を組んでいるわけでございます。そして、その右側の方に予備費もございまして、予備費も三千億円も組んでいるという。この借入金金利及び予備費が、これだけ予算として膨らませたのはなぜなのか。日本銀行による異次元の金融緩和とこの行つていの中で、金利急騰シナリオを描く理由がどこにあるのかということについてお聞きしたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) 外国為替の資金の特別会計の借入金金利についてのお尋ねなんです。これは平成二十五年度の予算におきましては一兆二千億円を計上しております。御存じのように、おっしゃるとおりであります。一方、二十四年度の決算額は約一千億ということになつておつて、決算額に比して予算額が大きくなつてゐるではないかということだと思いますが、

これは、FB、政府短期証券のいわゆる利子というものを予算段階で積算をしまひます際に、政府短期証券の発行限度額というのは百九十五兆というまでいわゆるFB、政府短期証券を発行すると仮に仮定をして、かつ金利につきましても、過去実際に上昇した例というものを、どの程度、同じ程度の上昇があつた場合でも対応ができるようにということをや極めて保守的に見積もつて金利を定めたものであります。

例えば、平成十八年から十九年度にかけて、一年間で三か月物のFBの金利が〇・一からいきなり〇・六とか五とか上がったということもありまして、そういった意味では、常にそういったものを踏まえて計算をしておかねばならぬというのがこういったものになつてくる背景というふうに御理解いただければと存じます。

済みません、もう一点ございました。特別会計の予備費についての御質問もあつておりました。これは、平成二十五年度におきまして三千億円を計上しておるではないかというのは、これは為替相場の安定という特別会計の目的というものを考えて、想定金利よりも更に金利が急上昇ということに对应する不測の事態というものを考えておかねばなりませんので、今極めて金利というものとまた為替というものはどのように動くかについてなかなか予測不能なところがありますので、私どもとしては、こういったものに機動的、機能的、適切に対応ができるようにきちんとした額を準備しておく必要があるというところから、この予備費に三千億円を計上しておるという背景であります。

○西田実仁君 最後の質問でございしますが、この外貨準備の分散投資についてお聞きしたいと思います。外貨準備の運用にしましては、二〇〇九年度を境にいたしまして在日外国金融機関への預金も急減しております。運用資産としては、結果的に外貨建て証券、米国債がほとんどを占めているという

のが現状でございます。

しかし、なかなか分散投資といっても、中国のような外貨準備の一部を政府が利用してソブリンファンドを組むことはなかなか難しいし、ユーロ建て資産を外貨準備として持つこともなかなか難色を示されている、金を外貨準備に取り込んだりすることもなかなかうまくいかないということになりますと、こういう分散投資にはおのずと限界があるということであるならば、満期の来た米国債の現金償還を受け、その代金でこの膨らんだ政府短期証券の債務を縮小するというふうなことも考えていかなければならないと思いますが、なかなかこれは果たしてそんな簡単にできるものでもないだろうと思いますが。

いずれにいたしましても、これだけ膨らんだこの政府短期証券をどうバランスシートを圧縮していくのかという点で、今回の改革は一步前進ということとは評価できると思いますが、更にこれをやつていかなければならないという意味で、今私が申し上げました分散投資の可能性と限界、そしてその上でのBSを圧縮していくための方策について大臣のお考えを最後にお聞きしたいと思っております。

○国務大臣(麻生太郎君) 今お尋ねのありました外貨準備というもののいわゆる運用方針について、これはちよつと市場にこういう話があるまま出ますと無用な影響を及ぼすことがあり得ますのでこれはお答えを差し控えていただきますが、いわゆる外国為替資金特別会計が保有いたしております外貨資産の運用につきましては、これは基本としては、安全性及び流動性に最大限留意した運用を行い、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求するというのが基本方針として、これは今後とも適切に運用してまいらなければならぬものだと考えております。

また、この改正によつていわゆる財投の預託金として積み立てる制度を廃止することになりますんで、預託されております円資金をFB、ファイナンシャルビル、政府短期証券の方に償還を充て

るということにいたしておりますので、この特別会計のいわゆるバランスシートの縮減を図られていくものと考えておりますので、これは急にやるといういろいろまた問題が起きますのでゆつくりきちつと確実にやつていくという方向で進めてまいりたいと考えております。

○西田美仁君 終わります。

○井上義行君 みんなの党の井上義行でございます。

前回は消費税凍結について議論をさせていただきました。そして、我が党の、みんなの党の山口委員は復興のことについて議論をさせていただきます。

そこで、復興に関する関係なんですけれども、報道で、東日本大震災の復興財源捻出のため国家公務員給与を平均七・八％を減額する特例措置を二十六年度は延長しないと、こういうような報道がありました。

私は、何でもこういうふうになるのかなと。復興というのは、それぞれ個人や会社、あるいはそういう公務員、財源がない中でみんな支えていこうと、こういうような趣旨だったというふうに思っています。

そこで、この二年間の期間を来年度からは延長しないという理由をお聞かせください。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、先生御存じと思いますが、給与特例法により公務員給与の特例減額、これは平均で七・八％というのがこの平成二十六年三月までに期限を迎えるということと、もう期限が決まっております。

人事院の勧告の下では、これは東日本大震災に対処するための臨時異例の施策として実施するということになったというのはいま御存じのとおりであります。したがって、人事院によれば、公務員給与が影響する範囲は、学校、病院で働く方々を含め約五百八十万、これは公務員という場合、いわゆる独立行政法人等々を含みますので、中小零細企業にもこれ影響を与えるという見解もありまして、今後の公務員の給与の在り方について

では、こうした現状というものを踏まえて、地方を含めた関係者からの意見ということで今いろいろ伺っておりますが、また総人件費の抑制の必要性とか、デフレ脱却や経済再生というような観点を含めて様々なところから検討が必要でありまして、現在、関係閣僚間で協議が行われているというところで、その方針、この協議が調い次第、私どもとしては方針を決定してまいりたいと考えております。

○井上義行君 この間も消費税凍結を我々は訴えてきましたけれども、やはり消費税が上がる、そういう消費税が上がる前にやつぱりやるべきことがあるだろうということで、あえて申し上げます。

確かに、私も役人をやつていましたので、公務員のその給料でローンが厳しくなるとか、そういうのは分かります。しかし、政治の意思として、やはりこうした、自ら自分たちで身を切つていく、こういう姿勢が必要だというふうに思いますので、是非、政治家麻生太郎大臣としてこうした公務員の削減を是非延長していただきたい、こういうふうに思っております。

それでは、本題の外為特会について伺いたいと思います。

私は、この外為特会をいろいろ調べていくと、この外為特会というその資産と負債、この資産と負債というのが実は余り意味がないんじゃないかなというふうに思っています。それは、今円安に動いていますから、当然円安に動いていけば資産というものが上がっていくわけですね。ですから、資産と負債というのが円安、円高になつてこういう形になつていくので、これは、これが負債があるから、これが資産があるからといつても、何ら意味を持たないんじゃないかなというふうに思っています。

そして、さらには、先ほども話のあったとおり、中国の元というものが本当に中国の経済を反映しているのかな、国際社会の中で、市場原理の中で元だけが非常に市場原理になつていない、す

ごく強く私は懸念を持っています。

そこで、積立金を短期証券、これ償却に充てられるというふうに言われておりますけれども、これは大臣、法律にしっかりと明記をして、積立金は短期、償却にもう全て使えますよということを明記すれば負債がどつというふうに減りますので、そういう考え方はありますでしょうか。

○政府参考人(山崎達雄君) 今回の改正では、外為特会に關しまして積立金制度を廃止することになつております。これに伴ひまして、これまで現行法で積立金として財投預託されている資金は、預託期限の到来に應じて五年程度を掛けまして全額FBの償還に充てることとしております。

このような取扱いは、積立金制度の廃止に伴う言わば一時的に生ずる扱いでございます。ということもありまして、この取扱自体は法律案には明記されておられませんけれども、ただ、今申し上げたような取扱いはさきに麻生大臣からも国会で明確に御説明しているとおりでございまして、積立金の廃止に伴つて着実に進んでいくものというふうに考えております。

○井上義行君 私は、法律に実は明記しなかったのは、先ほども議論がありましたけれども、外為特会という巨額なマネーをそのまま温存するんではないかという疑いを持っています。ですから、先ほども申し上げましたけれども、資産と負債があるんだつたら、いつそのこと資産と負債をなくしてしまえばいいんじゃないかというふうに考えているんです。例えば、海外ではこうした巨大マネーで介入をしている国というのが非常に、日本と中国だけだというふうにも言われておりますので、こうした巨大なマネーをできるだけ圧縮して市場の原理に任せたい方がいい、こういう考え方を持っております。

そこで、先進国の中で為替変動金利を導入している国がどれだけあるのか、何百兆円に近い額を使つて介入、運用をしている国はどのぐらいあるのか、その国の具体名と運用額についてお知らせいただきたいと思います。さらに、そのGDP比

でお答え願いたいと思います。

○政府参考人(山崎達雄君) そもそも百兆円を超える外貨準備を持つているのは中国そして日本でございませうけれども、御指摘の先進国、変動相場制、これは定義は様々でございませうが、OECD加盟国あるいはG8のメンバー国の中で外貨準備が比較的多い国を申し上げますと、韓国は三千二百十六億ドルでGDP比二八・五%、メキシコ、千六百四十二億ドル、GDP比一三・九%、トルコ、千六百十二億ドル、GDP比一三・五%、スイス、四千六百九十五億ドル、GDP比七四・四%、ユーロ圏、これはECBと欧州各国、ユーロ圏の国の合計でございませうけれども、三千四百二十九億ドル、GDP比二・八%、ロシアが四千七百六十六億ドルでGDP比二三・五%となっております。

○井上義行君 この変動の先進国が、先ほどもお話がありましたけれども、介入という形ですと温存している、そのために、いろいろ私も調べてみると、過去G7とかあるいは日銀会合とか、名指しはされておられませんけれども、意識をされて、日本、中国に対していろいろ言われるわけですね。ですから、日本がこうした介入をする仕組みは多少私は緊急時の場合に必要だと思っております。しかし、市場の原理に任せた上でやはり巨大なそういう介入をどんどんやって、適正な額ではない、市場を反映していない、そうした国に対しては、そう思うかもしれませんが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) この為替の介入というのは、今のうちに、昔と違って、ヘッジファンド始め巨額のお金、国家予算より大きな金を動かしてやるわけですから、そういう意味では、市場に対して投機的なやり方は無秩序な動きというものがこれまではありましたし、今後とも、その額が大きくなりこそすれ、減ることはまずないと思っております。したがって、私どもとしては、一時的な円

安とか急激な円高とか、そういったものに対してはきちんとしたシグナルを送って、そういった一時的な動きを止める、そういった無責任な介入、短期的な利益を目的とした投機筋に対抗できるということ、きちんとしたシグナルを送るだけのものでございませう。そういったようなことについてお聞きなされるのは、こういったようなことに関心があるという迷惑を被るのは一般の国民ということになるかと存じますので、したがって、日本の場合も他国と同様に為替介入という政策手段というものは有しているというものは必要なのであつて、それに対する一定の額というものを保持しておかなければその効果は極めて限られるということになるかと思ひますので、きちんとした準備は常にしておかなばならぬものと思つております。

○井上義行君 私は、アベノミクスの第一の矢、量的緩和、これについては非常に僕、評価しているんですけど、先ほども話があったとおり、この量的緩和をやったことによつて結果的に円安に動いた。これは先ほど答弁がありましたけれども、こういうような金融政策をしていくことによつて円高あるいは円安というものをしっかりと支えることができるんじゃないか、こういうふうに私は考えておりますので、そうした巨大な介入を持つよりも、金融政策によつて結果としてはこうした円高あるいは円安に歯止めを掛けていくというやり方があるんじゃないかと。

そこで、ちよつと日銀に聞きたいんですけれども、あえてお答えにくいというのはもう十分分かつておりますので答えられるだけでいいんです。日銀の金融政策を私は評価しております。為替に係る国の介入を必要最小限度として、先ほど私が申し上げた日銀のような金融政策により市場に任せている国というのはどのくらいあるんでしょうか。

○参考人(雨宮正佳君) お答え申し上げます。現在、私どもは、今御指摘ございましたとおり、質的・量的金融緩和の下で物価安定の目標をできるだけ早期に実現するために金融緩和を推進

してございます。ただし、これはあくまで、為替相場は、当然金融政策における大変重要な波及経路の一つではございますけれども、為替相場のコントロールそのものを目的とするものではないとございませう。このように、金融政策の運営は、あくまで物価の安定が目的であつて、為替相場のコントロールそのものを目的とするものではないという考え方につきましては、主要先進国で一般的な共通の理解が得られているというふうに理解してございます。

○井上義行君 そうですね。まさに為替を目的とした金融政策ではない、私もそれは理解をしております。

その上で、結果としてこうした、今まで海外で日本だけが量的緩和をやらなかつたために急激な円高になつてしまつていた、それを今回、量的緩和によつて結果として円高に歯止めを掛けることが十分できたということをお話し上げたいというふうに思つております。

そこで、万が一、これは当然財務大臣と議論が擦れ違つてしまふんですが、先ほど財務大臣が外為特会はどうしてもこれは必要だやというふうに言いました。もしこの外為特会を廃止した場合に、どのような影響があるんでしょうか。

○副大臣(愛知治郎君) 改めて御答弁申し上げますが、外国為替資金特別会計、いわゆる外為特会は、そもそも本邦通貨の外国為替相場の安定を実現する観点から、為替介入といった政府が行う外国為替等の売買等を円滑に実施するために設けられた特別会計であります。したがつて、この外為特会を廃止し、為替介入を円滑に実施できなくなれば、外国為替相場の安定の実現に支障が生じます。日本、日本の国益を損なうものだと考えております。

ちなみに、諸外国全ての国がこれらの特別会計等を保有しているという状況であります。

○井上義行君 私も全部なくせという乱暴なことは言ひませうけれども、せめて為替特会の百兆円を半分ぐらいにしても十分足りるというふうに

思つております。

次に、国債整理基金の関係についてちよつとお尋ねしたいんですが、今回、まだ発動されておられませんけれども、緊急時に日銀から一時借入れが可能な仕組みが今回導入されたわけですから、その理由と、日銀から借入れができるまでのぐらゐの期間が掛かるんでしょうか、お教え願ひます。

○副大臣(愛知治郎君) 御指摘の国債整理基金においては、これまでオペレーションナリリスク等への備えとして十兆円程度の残高を維持してきたところであります。また、一方、今年度においては国債の償還が集中をしておりますので、借換債の発行額の増加を極力抑制するため、基金を取り崩し、オペレーションナリリスクへの別途の対応策として日銀からの一時借入れを導入することとしております。

なお、緊急時における日銀からの一時借入れは、要請を行えば即日で対応可能となっております。

以上です。

○井上義行君 そうすると、緊急時にはこうした、日銀から一時的に貸し付けられる、こういう制度ができたので、なるべく財政の負担を軽くして緊急時だけこういうような仕組みを活用していく、こういうことになれば一般会計から繰り入れておくお金もできるだけ少なくなる、こういうふうな考えております。

そこで、よく議論になります一般会計からの繰入れがどうも定期的に、来年度はこうなるんだろという形で予想をしてパーセンテージで予算を組み立てている、これは私はいかかかなというふうな思つていて、こうした財政状況が悪化している中でやつぱり一般会計から繰り入れるお金をできるだけ厳密に計算をして予算を組み立てる、こういう方式を是非麻生大臣にはつくつていただきたいと思いますので、是非、麻生大臣、こうした定期的な今までのようなパターンで二十兆円を毎年繰り入れますよということではなく

て、もつと厳密に計算をして予算を組み立てることをする意思がございませうでしょうか。

○副大臣(愛知治郎君) お答えを申し上げます。

国債整理基金特別会計の定率の繰入れに関しては、これは特会法の規定に基づいて国債の償還財源を確実に確保しつつ、これは一点目です、償還のための財政負担を平準化するといった観点から毎年行っているところであります。

このような仕組みが市場の信認の基礎として定着している現状を踏まえれば、巨額の公債残高を抱える中で現行の仕組みを変更するということは財政に対する市場の信認を損ないかねず、現在行うことは適当でないものと考えております。

○井上義行君 最後に申し上げたいのは、予算が、毎年一般会計から繰り入れている額を別に決めるのではなくて、もうちょっと、その年によって十九兆とか十八兆とか、そういうことがあつていいんじゃないか、それを、厳密ということをお願いして、質問を終わりたいと思います。

○大門実紀史君 大門でございます。

法案については、今回幾つかの特会について改正が行われておりますけれども、必要な改正もあるというふうに思いますが、衆議院で我が党の佐々木議員が指摘しましたけれど、外為特会の民間業者への委託運用については危惧が払拭できないということで、残念ながら法案には反対ということを経るを得ないということをお願いしておきたいと思ひます。もうその議論は繰り返しません。

その外為特会の関連で、資料をお配りしておりますけれども、海外展開融資ファシリティーというものがあつますが、これについて質問したいと思います。この問題は、実は経過もありますので、今日は、事務方、当局中心に質問をいたします。大臣、少しお休みになつていただいて結構でございます。

まず、このファシリティーの海外展開支援融資の方ですね、配った表でいきますと右の方ですけども、この目的と仕組み、またこのファシリ

ティーという言葉の意味も含めて簡潔に説明をしてください。

○政府参考人(山崎達雄君) 国際協力銀行による海外展開支援融資ファシリティーは、二〇一三年の四月に、日本企業の海外展開支援を強化するために、さきに創設しました円高対応緊急ファシリティーの支援対象分野を拡充の上、改編したものでございます。

〔委員長退席、理事西田昌司君着席〕

このファシリティー、仕組みという意味でございませうけれども、これは、J B I C が、外為特会からの借入れ等を原資としまして、日本企業の海外における資源確保やMアンドA、あるいは中堅・中小企業を含めた日本企業の設備投資等に係る資金等をJ B I C の通常の金利よりも低利で融資するものでございます。

○大門実紀史君 これ、今おっしゃつたように、一昨年ですね、円高対応ファシリティーというところから、で、ファシリティーの意味は、要するに何なんですか、これ。

○政府参考人(山崎達雄君) ファシリティーという、なかなかその言葉がないものですから、日本語に本来すべきところをファシリティーという言葉がびつたりということこういうネーミングにしましたけれども、仕組みといいますか、機能と申しますか、そういう意味ではないかというふうに考えております。

○大門実紀史君 何かよく分からないんですけど、融通という意味じゃないんですかね。要するに、融通してあげるといふような意味じゃないかと思うんですけども、御本人も国際局も分かつていないということでもあります。

いずれにしても、私思うんですけど、政府の政策で片仮名が出てくるとうさくさいなと、いっつも何かごまかし書いているなと思つております。

外為特会のドル資金を活用してJ B I C 経由で企業が海外で進めているMアンドAなんですよ。今までインフラとか資源はあるんですけど、MアンドAに支援ということで、実は二〇一

二年の三月のこの委員会でも、当時、国際局長の、今は事務次官されてますね、木下さんと五十分にあつたこの問題、議論をいたしました。

木下さんは、事もあろうに、事務次官になると思つていませんでしたけれど、よく言つたなと思ひますが、この事業が円安対策になると。つまり、企業がMアンドAをやるときは手持ちの円をドルに替えてドル資金で買収しますから円を売

る、だから円安対策になるんじゃないかと。まあおつしやいまして、私はなるわけないんじゃないかと、企業が単独でやるならそうですけども、J B I C はわざわざ、最初からドル資金を融通するわけだから、円をドルに替える必要ないんだから、何でそれが円安対策になるのかというふう

に指摘しましたけれど、まともに答えできないまま質疑は終わりましたが、とにかくいろんな理由を付けて財務省はこの事業をやりたいって仕方がなかつたわけですね。

当初、この円高対応ファシリティーというのは、木下さんも言われていたんですけど、期限措置だと、一年だけだという話だったんですけども、ところが、今度は、やることは同じなのに目的を企業の海外展開支援とか成長戦略というふうに変えて継続されようとしているわけですね。その一年前の議論もそうですけど、名目なんか何でもよくて、要するに財務省とJ B I C はこの事業をやりたいというふうにししか思えないわけなんですけれども、なぜそんなにやり続けたんですか、これ。

〔理事西田昌司君退席、委員長着席〕

○政府参考人(山崎達雄君) 円高対応緊急ファシリティーをスタートした際に、これは先ほど御指摘あつたとおり、円高メリットによる国富の増加、それから民間による円から外貨への転換誘発による為替相場の安定というものを目的として、日本企業の海外における資源確保やMアンドA等を対象分野としたわけでございます。それが期限措置として期限が来た際に、これを更に発展的に改編した海外展開支援融資のファシリティーにし

たわけでございますけれども、これは従来の対象分野に加えまして、日本企業の海外における設備投資と日本企業の海外展開に伴う事業全般を対象とすることによつて、日本企業の海外展開を支援していくということを私どもは狙ひとしておるわけでございます。

○大門実紀史君 山崎さんも事務次官を目指しておられるんじゃないから、省益を守るというのは分からなくないですけど、これは一年前にさんざん議論したんですけど、要するに当時は、J B I C が二〇〇八年に政策金融公庫に吸収されて、しかし、再び財務省の単独管轄下に置きたいということとJ B I C を独立させると、そういう議論のときだったんですね。したがつて、この独立に際してJ B I C の存在意義を示すために目玉になる事業がやりたかつた。それがこのファシリティースキームだったんだと思つていいんですね。名目はだから円高対応でも何だつてよかったんですよ。今になつたら成長戦略、何でもいんです。これを、この事業をやることでJ B I C の存在意義を示して独立を勝ち取つたかつたというふうな背景があつたわけですね。

ですから、このスキーム、最初に経済界に持つていったときは余り反応がなかつたといひますが、良くなかつたわけですね。その後、J B I C の総裁に元経団連会長の奥田さんを据えて、是非これを使つてくれということとでセーiusをやつておられて、若干の実績が上がつてきていると、そういう流れなわけでございます。申し上げたいのは、海外インフラとか資源とか、ほかのことなら分かるんですよ、今までJ B I C やつてきました。その個別の企業の、特に大企業のMアンドAになぜわざわざ優遇金利で国民の資金を使う必要があるのかと。

この前、ソフトバンクがアメリカのスプリント、通信事業会社ですかね、約一兆八千億円で買収いたしましたけれど、これはメガバンク三行が協調融資で、基本的に、それにJ B I C が加えてもらつたという関係だと思つていいんですよ。こ

ういうソフトバンクのMアンドAまで援助する公共的な意味というのがどこにあるのかというふうにあの案件も見えておりましたが、ほかにもそういう案件がずらつと並んでいるわけです。

民間に任せておけばいいのに、民業補完ということも掲げておられますけれども、補完しなくてもいい仕事をこれはこのMアンドAに関してはやっていると。しかも、組織の存続のためにやっているとしか、余計な仕事を、J B I Cの仕事全部否定するわけじゃありませんけれど、この海外MアンドAまで乗り込むというのは、私はちよつと違うんじゃないかなと思うんですね。

このMアンドAについて、本当にそんな認識なんですか。なぜやる必要があるんですか、国民のお金を使って、個別企業のMアンドAについて、ちよつと答えてくれますか。

○政府参考人(山崎達雄君) 始めた当初は、まさに円高メリットを活用して国富をより拡充しようということでごさいましたし、かつまた、今企業、あらゆる産業においてやはり国際的な競争が非常に活発になっている中で、MアンドAをお互いに有効にやることによって日本経済全体にもこれは裨益するという観点から、MアンドAを含めた海外展開支援というものを更に支援していこうということでごさいますし、確かにMアンドAは当初、大企業が多いわけでごさいますけれども、実はこれ中堅・中小企業も最近アジア等への進出を含めてMアンドAの要請もごさいますので、このJ B I Cもそういうものにきちんと対応できるように、例えば中小・中堅企業と関係の深い地方銀行であるとか、あるいは政策投資銀行なども通じてそういったものに融資できるようにするとか、そういう工夫を凝らして日本企業全体の底上げを図るような支援の体制を整えているところでごさいます。

○大門実紀史君 大企業の話はちよつとおいておいて、中小企業であってもMアンドAに国民の資金を使って支援するのはちよつと踏み込み過ぎじゃないかと、もう線を越えたんじゃないかと

思っておりまして、ずつと指摘をしてきているわけでごさいます。

そのときの議論もそうですけど、いやいや、大企業のためだけではありませんとおっしゃるんですけれども、資料の二枚目に、当時は、一年前は相当、中小企業やりますとおっしゃっていましたが、資料をお配りしましたけれど、惨たんたるものでございまして、金額でいえば僅か〇・五%と。百歩譲って、さっきのソフトバンクじやありませんけれど、大体そういう海外でMアンドAをやるような企業は、内部留保の資金もありまして、メガバンクも協調融資でやりますし、それほどJ B I Cが乗り出していかなくても自力でどんだんやっているわけですね、そもそも、やっている世界なんですよ。

せめて百歩譲って、これやるならば、やつぱり中小企業が海外投資するときに、MアンドAはいかがなものかと思えますけれども、中小企業が海外投資するときにはやつぱり支援してくれる金融機関というのはそう簡単には出てこないですよ、物すごい精査されますよね。そういう点でいけば、そういうところにこそJ B I Cのこの事業を重点化してこそ存在意義が上がるんじゃないかと、そう提言的にちよつと思うんですけれど、その辺はいかがなんでしょうか。こんな数字でいいんですか。

○政府参考人(山崎達雄君) 御指摘のように、その中堅・中小企業を含めて、まさにJ B I Cの民業補完というその目的から考えますと、なかなか民間でその資金の取りにくいところにより重点を置くというのは、まさに私もそういう認識が重要だと思っております、そこで、先ほども申し上げましたけれども、J B I Cがよりその中堅・中小企業からきちんと事業のニーズを吸い上げられるような体制を整えております。確かに、中堅・中小企業向けの融資はその性格上、金額はまだ小そうございしますけれども、件数は着実に増えておりますので、これを更に進めるように努力してまいりたいと思っております。

○大門実紀史君 時間が来ましたのでやめますけれども、要するに何が言いたいかというと、このファシリティーだけは、これは仕事のために組織があるんじゃないかと組織のために仕事をつくってきたとは思えないという節があつて、これこそ行政改革に逆行しているんじゃないかと。財務省、偉そうにほかの省庁のこと言えるのかというふうに思う事業でございします。

これは引き続き、このMアンドAも含めて国会でウォッチングされていると、特に共産党がウォッチングしているという意識はきちつと持つてもらつて、正しい方向に行つてもらいたいなというものを指摘して、質問を終わります。

○中山恭子君 日本維新の会、中山恭子でございします。

今日は、社会資本整備特別会について伺いたいします。

社会資本整備事業特別会計には、治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定、業務勘定の五勘定が設置されておりますが、今回のこの法律案では、このうち借入金がある空港整備勘定を自動車安全特別会計に含めるほかは、四勘定を一般会計化することになります。

この社会資本整備事業特別会の一般会計化の流れは、申し上げるまでもありませんが、民主党政権の下でコンクリートから人へということを目指して、事業仕分の評価結果で既にその方向性が示されていたところであると考えております。事業仕分での評価では、区分経理の明確な理由がないとか、受益と負担の関係が特になく、また古くから残るような悪弊を抜本的に改めるといふようなコメントがなされていたというものでございします。

与党・自民党さんが進める国土強靱化政策とはその方向を異にしているものと考えますが、政府では、政権交代後に、制度本来の趣旨に即して現下の経済社会情勢に対応した特別会計とするため、改めて総括、点検を行ったと記されております。

今の政権では、コンクリートから人へとは違った考え方をもちるのはずだと考えますけれども、どうしてこの社会資本整備事業特別会を一般会計化しようとしていらつしやるのか、その考えを伺いたいと思います。

○国務大臣(麻生太郎君) コンクリートから人へ、前任者がセメント屋だったもので当て付けじゃないかと思ひながらあの当時間いたことありますけれども、いずれにいたしましても、この社会資本整備特別会というのに関しましては、これは一般会計化するというのには、これ民主党政権のときに基本的に仕分という言葉であつたといつたというのに記憶をいたしますが、いずれにいたしましても、今回の法案を作成するに当たりましては、いわゆる区分整理の必要性を整理した結果、社会資本整備事業特別会計につきましては、これは一般会計からの繰入れが歳入の大宗を占められておりますことがまず第一点。

それから、経過勘定として存置、残っているというのをしております空港整備勘定、これは御存じのように、航空機燃料税の九分の七がたしか空港特別会に入っていると思ひますので、そういった意味では、空港整備勘定を除きまして特定財源は存在しないということを踏まえまして、特別会計の存続の必要性が乏しいと判断して一般会計化することとさせていただきます。

また、これによつて、復興特別会計の計上分を除きまして、国の公共事業関係の支出は基本的に一般会計から支出されるということになりますので、一般会計の総覧性は確かに高まるということなんだと思っておりますので、それなりの意義はあるうかと存じます。

○中山恭子君 今おっしゃられたとおり、二兆円という大きな金額が一般会計から繰り入れられていたというふうな状況でございしますので、そういったお考えでこの特別会をなくしていくということなんだらうと思ひますが、今朝ほどの話で、一般会計と特別会の違いは何かと。

例え話は良くないのかもしれませんが、短距離

選手とマラソン選手が一緒に走っているというようにイメージからいいますと、単年度では対応し切れないような社会インフラ整備事業等を推進していく場合には、やはり特別会計という形を取った方が事業ごとの収支が明確になるとか、受益と負担の関係が明らかになるとか、事業ごとの区分経理を行うということの意義もあるかと考えておりまして、今後特に大きな社会インフラ整備事業等を推進なさるときに、改めて特会ということをお考えなんでしょうか。今のお話は、全て一般会計から公共事業支出をやるというようなお答えだったかと思いますが、特殊な場合というのもあるのかと思いますが、もう一度そこをお願いいたします。

○国務大臣(麻生太郎君) 今御指摘のありました点は、確かにおっしゃる様に長期的に、十年掛かります、何年も掛かりますというふうなものと、毎年の会計年度ごとにずっと区切れていくものとは一緒に競走させていく、同じレーンで走っているのに無理があるのではないかと御指摘は誠にございまして、私も思っています。したがって、私も思っています、それはもう御指摘のある点を踏まえていかに対応していくかと存じますけれども、この種のいわゆる基金会計とか特別会計というものを全て否定するつもりも全くありませんけれども、今申し上げている段階で、今年度の予算の中におきましては、今現在はこの方法で対応させていただきたいと思っております。

○中山恭子君 今、やはり社会インフラの整備、先輩たちが戦後必死で造ってくれた、上下水道にしても、電線は外に出ておりますけれども、そういった今私たちが享受している社会インフラというの、もうほとんどが寿命が来ている。この次の世代の人たちが、今後三十年、五十年と、まあ今の技術でいえば百年もつかもしれないんですけれども、そういったしつかりした日本の中に社会インフラが整備されているということが、日本の国が安全な国だと国際社会でも評価されるために

は、ちょうどこの時期、最高技術を使った社会インフラを整備するという使命が私たちに与えられているのではないだろうかと思っております。せんだつても共同溝について御提案いたしまして、麻生大臣からは非常に前向きなお答えをいただきましたけれども、例えオリピックまでにある程度のところはやっておかなければいけないというふうなお話もありました。

そういったことを考えますと、やはり今このときに、一般会計の中からそういった長期を要して、しかも大規模な社会インフラ整備というものをやっていくというのが非常に難しくなってくるのではないだろうかという思いもありまして、是非、今回はこれで全ての社会資本整備事業特会というのを全て一般会計に入りますけれども、やはり一般会計ではなくて、長期の期間、単年度主義ではない形の事業推進というのにも必要だろうと考えられますので、そういったことが出てきたときには是非、長期に必要な、特別会計というのはいのか別の名前を付けるのか分かりませんが、一般会計と別途の仕組みをお考えいただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(麻生太郎君) これは、一番大きな騒ぎになったのは、多分、道路特会というものが一番大きなものになって、結果的には道路特会の話がどんどん広まっていったというのがそもそもの始まりだったと記憶をいたします。

翻ってアメリカの場合、いわゆる荒れるアメリカと言われた一九八〇年代後半のときに、あちらこちらで道路が落つこちたり橋が落ちたり穴が空いたりしたという、荒れるアメリカと言われたあの時代がありますけれども、あれ、いわゆる一九三〇年代のいわゆるフランクリン・ルーズベルトのときの造った道路がちょうど五十年から六十年の間ぐらいでありますので、あの種の公共施設というものをメンテナンスをおろそかにしてやると、大体五十年から六十年でおかしくなってくる

今、翻って日本の場合、ちょうど東京オリピックのときに造りました首都高速一号线とか等々、いずれもあのとき造りました公共工事によってできた橋、道路などが今ちょうど五十年ということになろうと存じますので、いろんな意味で社会資本の部分にしましてはいわゆるメンテナンスというところなり補修というものをきちんとしてやらぬと、よく笹子トンネルが例に引かれますけど、あの種の話が起きやすくなってきた状況というのは、国民にとつて安心とか安全とかいう面に関しましては、これは社会資本で最も重大な国民にとつての資産であり、安全という基準から見ますと非常に大きな問題を有しているというところでありますので、こういったものを長期的に考えていくというのは国家として大切なことだと存じます。

したがって、今、特会の話になっておりますけれども、これを一般会計で今やろうと思っておりますけれども、こういった問題をやっていくに当たっては、繰越ししていかざるを得なくなるものがあるんじゃないかと、幾つか御指摘のあるところなんだと存じますが、私も、そういったものを踏まえながら、今後とも、一般会計で今やらせていただいておりますけれども、そういった事態が幾つか重なってきたことになったときに、もう一回やばりそういったものを考えた方がいいのではないかと御意見が出てくるということとは、私も、私もある程度考えられないことではないと思っております。

ちなみに、今、共同溝の話が出ておりましたけれども、例えばオリピックということのせいもあるんだと思いますが、少なくとも今、私の知っている範囲では、共同溝とか、電柱の地下埋設が一番進んでいるのは多分東京都でありまして、東京都もいわゆるスカイツリーが見える墨田区、江東区、あの辺が一番それが進んでいるのは確かだと思っております。あの辺、あれっと思うところがきれいになっておりますから。あれは別に、区なり地元住民もそれでみんな押したんだと

存じますが、あれだけきれいになってくるとやっぱりという話が出てきて、なら共同溝という話になつていつて、共同溝が最初じゃなくてそちらの方から先に来たという感じがなと思つてはおるんですけれども。結果としては、いわゆる水道、下水道を含めまして、光ファイバーから、とにかくいろんな意味での電気に至るまで、そういったものが今度進んでいく可能性は十分に考えられると思っております。

○中山恭子君 電柱の地中化という、やはり土管が埋められるわけですし、電線用に、それからほかのもの、上水道も別の土管で。共同溝ですと、このくらい大きな、中にもう人が入って修理、維持、メンテナンスできるというもので、ここから百年使うと思えば、やはりしっかりと共同溝を長期に、しかも全体をまとめた形の大きな計画というふうなんでしょうか、組織をつくって、そういったことが必要になってくるかもしれないと思っております。是非お進めいただけたら有り難いと思います。また、そのときには歳入側も、国も地方公共団体も、それから公益法人も入ってくるでしょうし、企業や受益者負担といった考え方も入ってくるだろうと思っておりますので、一般会計の中でそれをやっていった場合というのはある意味では困難な状況も出てくるであろうと思っております。

また、東日本大震災の復興に当たりまして、これを中に入れていただければ非常にいい形の復興ではなくて復興ができると思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(塚田一郎君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、斎藤嘉隆君が委員を辞任され、その補欠として足立信也君が選任されました。

○平野達男君 平野でございます。

今日、冒頭、前回の質問通告をしておりますのでできなかった消費税率のアップに関連してと地方財政との関係についてちよつと御質問をさせていただきますかと思ひます。

その前に、小泉政権のときでありましたけれども、三位一体改革ということがありました。その当時、三位一体改革の担当大臣は麻生総務大臣だったというふうに思っています。三位一体改革については、思ひ出していただければいいかと思いますが、補助金改革と税源移譲、それから地方交付税改革ということで、当時の資料をちよつとひもといてみましたら、十六年から十八年間でいろいろ改革やるんですけども、補助金改革で四・七兆の削減、それから地方交付税改革、当時、特例加算というのを専らたくさんやっていましたので、それ中心に約五兆の削減、それからあと税源移譲で、これは所得税を地方住民税に移譲するという形で一〇％のフラット税率化でこれやるんですが、三兆円行っています。

要は、三位一体改革と言ひながら、基本的には歳出カット、歳出改革だったということで、余りそれをストレートに言えなかつたから、税源移譲を付け加えることで三位一体改革というふうに言つたのが当時の三位一体改革の姿ではなかつたかというふうに思ひますが。

あのとき、予算委員会でも当時の麻生大臣と私がかかなり議論させていただいたのは、補助金改革、それから地方交付税改革、これ削減だ。税源移譲はいいんですけども、基本的には財政指数という財政力の弱い自治体はいよいよしんどくなつて、東京のような不交付団体はいよいよ、財源が乗つかりますから、これは富む形になりますねと、これは不均衡を拡大するだけじゃないかというところいろいろ議論をさせていただきまして、その議論の成果かどうか分かりませんが、平成二十年には、法人事業税、これは都道府県の固有の財源になっていたんですが、その中の一部を地方法人特別税ということで、これを交付税特会に繰り入れて、これは人口比とか従業員数でかで割り

振るということで調整をしたという。

これは、いわゆる地方交付税は垂直的調整と言われている、国税でもって地方自治体間のそのアンバランスを調整するんですけども、いわゆる水平的な調整というところで、自治体間の財源をもつて地方自治体間の財政のアンバランスを調整するという仕組みが初めてそこでできたということだったと思ひます。

翻つて、今回の消費税の問題をちよつと見ますと、かなり似たような構図がちよつと出てくるかなというところで、一枚紙、これは財務省さんの資料等に基づいて今日用意させていただきましたけれども、今、消費税五％のうち一％が地方消費税増収ということで、これは地方に直接行きまして、そのほか一・一八％が法定交付税率ということで地方交付税の交付金の中に入れてられているということでもあります。

これが、ちよつと早々とこれ一〇％にしていますので、これ財務省さんの資料をそのまま使いましたので、一〇％に仮に上がったとしますと、地方消費税率は二・二％でプラス一・二％、ちなみに三％になりますと一％から一・七％でコンマ七％上がります。こういう構図になりますと、これはやはり、消費税は人口の多いところにどうして集中してしまうという構図にまた出てくるわけです。

御案内のとおり、三位一体改革の中で不交付団体が結構数増えました。今どうなっているかは、ちよつと財政事情厳しいから不交付団体は減っているんじゃないかと思ひますが、依然として東京始め、東京はもう立派な不交付団体でありまして、ここに更に地方消費税の税収がプラス一・二％で、東京にどれだけ行くか分かりませんが、総額で多分これ二兆ぐらいの増になるんじゃないかと思ひますが、これが付け加わるということになりますと、やはりまたこれは地方自治体間の格差というのがちよつと広がってくるのかなという、やや似た構図にあります。

これをどうするかということについて、今財務

省として、これは本来は総務省の方の課題かもしれませんが、財務省としてどのようにお考えなのかということ、副大臣の方にちよつとお聞きをしたいというふうに思ひます。

○副大臣(愛知治郎君) お答えを申し上げます。

御指摘のとおり、地方自治体間の財政力格差について、先般の財政制度等審議会においてもこの格差を是正する必要性について議論がなされたところでもあります。具体的に申し上げますと、御指摘いただいた地方消費税の引上げによつて交付税の交付団体と東京のような不交付団体の間の財政力格差が拡大するとの観点が議論されました。もう一点は、平成二十年度に地方法人特別税が導入されて以降も自治体間の財政力格差は依然として存している、景気が回復すれば更にこの格差が拡大するのではないかとこの観点が示されて、議論が行われたところであります。

今後についてでありますけれども、御指摘のとおりにしっかりと議論をしていかなければいけないんですが、このような財政審の議論も踏まえて、総務省や党とも十分連携して対応してまいりたいと思ひます。

先ほど三位一体改革の話がありましたけれども、私も新人でなかなか分からなかつたところもあつたんですが、財務省や総務省、また党が議論を交わしていたということは記憶しております。今回はしっかりとその点も踏まえて連携をして取り組んでいきたいと考えております。

○平野達男君 東京都さんを相手にしなくちゃならないということではなかなか大変だと思ひますけれども、是非これは均衡ある国土の発展という、月並みな言葉でありますけれども、こういう改革に、今回の消費税のアップに伴ひまして自治体間の格差が余り拡大しないように是非これは対応をしていただきたいというふうに思ひます。この問題については総務省等々にも私の方からも引き続きいろいろ聞いていきたいというふうに思っております。

それから、ちよつとテーマが変わりますけれども、

も、国債の整理特別会計、この定率繰入れ、前回でもちよつとお話をさせていただきましたけれども、六十年償還とこの定率繰入れの関係についてお伺いをさせていただきたいというふうに思ひます。

これは特別会計法の四十二条で前年度期首における国債総額の一・六％に相当する金額を繰り入れるという、これは前回でもそういう話をさせていただきました。六十年償還は厳密に言うときけない計算になりますね。本来でありますと、六十兆に借金しますと、六十兆償還するために毎年一兆ずつ繰り入れていかなくちゃならない。ところが、前年度期首における国債総額となりますと、それを償還していきますと減っていきますから、減っていく分の百分の一・六です。そもそも一・六自体、六十年償還をやるためには一・六でなくちゃならないという、細かい話ですけども、まあそういう数字になっているんですが、一・六ということと一般会計にできるだけ負担掛けないという当時の大蔵省のいろんな背景があつたと思うんですけども、こういう、六十年償還というルールといながら、実際には六十年償還になつていない。

私は、特に建設国債ならまだ知らずあれですけども、赤字国債が相当出ているという状況の中で国の財務の状況がどうなっているんだということをしつかり示すためにも、六十年償還ということとでいうのであれば、やはりきちつとした、前年度期首じゃなくて借入総額の一定額を繰り入れるということをやつぱりやつていくべきではないかというふうなことをずつとこれは思っているんですが、なかなかこれ今すぐ変えるといつてもできないと思ひます。

できないと思ひますけれども、こういう問題があるんだということについて、もう一度、これも愛知副大臣にちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○副大臣(愛知治郎君) 今、定率繰入れについて御質問をいただきましたが、まさに御指摘のとおりでありまして、過去に発行された国債の残高と

いうのは償還が進むにつれて通減してくる、減つていくのでありますので、期首の国債の残高の一・六％ずつ定率繰入れを行ったとしても、繰入額そのものもどんどん減つていつてしまふ、通減していつてしまふため、御指摘のとおりであります。このため、定率繰入れだけでは六十年たつても必要な償還額には足りないという計算になつてしまふ。

ただ、それらのことも踏まえて、定率繰入れに加えて、一般会計剰余金の二分の一を繰り入れる剰余金繰入れや、また予算で定める額を繰り入れる予算繰入れ等を行い、全体として償還財源を確保することとしておりますので、問題はないと考えております。

○平野達男君 いずれ剰余金というのは出たとこ勝負で、あれば入れるというだけの話ですから、財源としては余り当てにならないということですよ。ですから、本当に償還ということについて、六十年償還と言っているんですから、このルールはやっぱり守っていることは、まあいろんな工夫はあるかと思いますが、しつかりやっていただきたいというふうに思います。

それから、時間がございませぬけれども、最後に、福島復興の特に除染、賠償、それから廃炉、これの財源をどうするかということについてちよつとお伺いをしておきたいというふうに思います。

特に除染につきましては、これはどこまで除染をやるか、どの範囲をやるか、これによつて額が全然変わってくるかと思ひます。ですから、全体の額をどのように見積もるかというのは、これはなかなか難しい問題が一つあります。

それから二つ目は、ちなみに除染については、今、これは国費立替えで最終的には東電に求償するということになっていますが、今実際問題、現実に東電からお金が入ってきている実態はまだありません。これをどのように償還するかという問題があるということですね。

それから、あともう一つは賠償があります。賠償

償につきましては、これは風評被害から、それから実際に避難した方々の現物補償の問題、それから失業補償の問題、精神的な補償の問題、これも実は全体の額がなかなか決まりません。これはもう多分、これから最終的には裁判に打つて出てくる方もおられますから、額が決まるためにはまだ時間が掛かると思ひます。これは今、今のところ交付国債ということを行つて、特別の機構をつくつてそこでやらせておるんですが、これも最終的には東電に負担を求めるとするのが原則になっています。

それから、もう一つは廃炉でありまして、廃炉ということ自体も私は非常に抵抗感があるんですけれども、あれは廃炉ではないですよ、厳密には。廃炉というのは、原子炉が要するに耐用年数を過ぎたときに、それを安定した状態の中で解体をしていくというのが廃炉ですから。ところが、あれはもう水素爆発起こしまして、建屋自体がもうごちゃごちゃになつていっている中、それからあと、使用済燃料がもうメルトダウンを起こしていますから、デブリというふうになつていますけれども、それを取り出すという意味においては通常の廃炉なんかとは全く違うことであつて、私は内閣にいたときから廃炉という言葉自体はちよつと言葉としてはごまかしがあるんじゃないかということをお願いしてきつたんですが、まずその話は置きます。

いづれ、汚染水問題、廃炉、これはどれだけ掛かるかこれも分からないという状況の中で、全体の額が分からない中でその負担の問題をどうするかということを決めるのは難しいんですが、少なくとも廃炉については、国費をどういう考え方でどの程度まで入れていくのか、あるいは東電にどれだけ負担させていくのか、それから、除染の問題については、どういう考え方で東電に求償していくのか。その償還の計画をどのように立て、考え方をどうするのか。

これは先般、自民党さんと公明党さんが「原子力事故災害からの復興加速化に向けて」というこ

とで提言を出しております、その中でもそういった問題意識をこの中でまとめてありますけれども、この検討の方向性とスケジュール感ですね、それを今どのように考えておられるか、麻生大臣にちよつとお伺いをしたいというふうに思ひます。

○国務大臣(麻生太郎君) 今、平野先生が言われましたこの「原子力事故災害からの復興加速化に向けて」、これは自民党と公明党の共同提案が出されて、私も拝読させていただいたんですが、これは関係省庁ともよく連携をできつちり詰めていかないとはいかぬところはいっぱいあるんですが、御指摘の論点について与党の提言を踏まえて申し上げさせていただければ、現在計画をされております除染につきましてはその加速化を図るということになつておりますが、その除染費用につきましては従来どおり東電に求めていくんですが、そのために東電が必要な資金につきましては、国から一旦交付して事後的に電力各社から回収をするというスキームで進めていくことになる、これは今までのとおりなんですが、そういうことになるかと思つております。

それから、中間貯蔵施設につきましても、これは除染と同様に東電に求めるスキームなんです、最終的な財政の負担というもののつきまちは、これは提言を踏まえて電力料金でこれをできるかといへば、なかなかさようなわけにはいかないと思ひますので、別途エネルギー施策、すなわちエネルギー特別会計の中で必要な追加的なものと安定的な財源というものを確保するということも検討しておかなければならぬのではないかと、そう思つております。

また、原子力損害賠償につきましては、ここに書いてありますとおり、事故の原因者である東電が最後の一人まで責任を持つて対応するのが大前提であるとしておりますので、そういうものを受けて私ども対応してまいります、廃炉、汚染水につきましては、これは東電任せというわけにはなかなかないかんで、これは元々国策と

してやったこともあることも忘れてはならぬところなんで、スタートしたときはこれは国策で始めておりますから、そういうことも考えて国も前面に出て対応することとして、技術的な難易度の高い取組等々につきまして国が財政支援をこれまでも行つてきたところではあります、引き続き国と東電が連携してきちんとした問題解決に当たつてまいらなうと、これは結果として、東電に任せてあるからといって迷惑するのはその人たちであります、風評被害を得た方たちということにならうと存じますので、そこところはきちんとして対応を詰めてまいらねばならぬと思つております。

○平野達男君 終わります。

○委員長(塚田一郎君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

〔賛成者挙手〕

○委員長(塚田一郎君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、尾立君から発言を求められておりますので、これを許します。尾立源幸君。

○尾立源幸君 私は、ただいま可決されました特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案に対して、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党及び新党改革・無所属の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案に対する附帯決議案
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 特別会計については、本法律案の成立により新たに規定される基本理念を踏まえ、今後

とも社会経済情勢等の変化に的確に対応し、区分経理の必要性につき不断の見直しと検証を行うとともに、徹底した無駄の排除に努めること。また、特別会計の透明性の向上を図るため、事務・事業の内容や資産・負債の状況について一層の情報開示に努めること。

一 特別会計の積立金・資金については、依然として、多くの特別会計において、その保有すべき規模、水準等が具体的に示されていない状況にあることから、真に必要な規模・水準について引き続き検討に努めるとともに、その必要性、積立基準や規模・水準等について、適切な情報開示を行うこと。

一 財政資金の一層の効率的・効果的な活用を図るため、一般会計からの繰入れを財源とする特別会計については、可能な限り一般会計からの繰入れを抑制することによつて、剰余金の縮減を図るとともに、新たに発生した剰余金については、毎年度の予算編成に当たつて可能な限り一般会計に繰り入れること。

一 外国為替資金特別会計については、積立金制度の廃止後において、財投預託金を減額し、それにより政府短期証券を償還することにより、資産・債務の残高を縮減すること。また、同特別会計の外国為替資金の一部運用を金融商品取引業者等に委託する場合等には、為替市場への影響を考慮しつつ、責任の明確化の観点も踏まえ、国民の理解を得るよう慎重な運用に努めること。

一 国債残高が累増し、借換国債を含めた国債発行額が巨額となっている現状に鑑み、市場との対話を重視した国債管理を強化するとともに、国債の安定消化に向けて、国債発行・流通市場の環境整備に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(塚田一郎君) ただいま尾立君から提出

されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(塚田一郎君) 多数と認めます。よつて、尾立君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、麻生財務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。麻生財務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして御趣旨を踏まえまして配慮してまいりたいと存じます。

○委員長(塚田一郎君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(塚田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(塚田一郎君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

財政及び金融等に関する調査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(塚田一郎君) 御異議ないと認めます。

なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(塚田一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十一分散会

(参照)

(尾立源幸委員資料)

平成 25 年 11 月 14 日
参議院財政金融委員会
民主党・新緑風会 尾立源幸

1. 官民ファンド総括アドバイザー委員会

1. 設置の趣旨

既存の官民ファンドに加え、新規に複数の官民ファンドの設立が準備されている中、これらの官民ファンドが民間資金の呼び水として効果的に活用されるために、政府が一体となって、既存の官民ファンドの運営状況についていわゆる横串チェックを行うとともに、現在設立準備中の官民ファンドの制度設計についても意見交換を行うべく「官民ファンド総括アドバイザー委員会」を設置する。

2. メンバー

座長:世耕副長官、副座長:和泉補佐官、事務局長:古谷副長官補

事務局次長:黒田内閣審議官、三井金融庁総括審議官

有識者:池田弘 公益社団法人日本ニュービジネス協議会連合会会長

翁百合 日本総合研究所調査部理事

川村雄介 大和総研副理事長

水野弘道 京都大学IPS細胞研究所アドバイザー

構成員:内閣官房PFI法改正法案等準備室長兼内閣府PFI推進室長

内閣府地域経済活性化支援機構担当室長(金融庁監督局参事官)

公正取引委員会経済取引局長、総務省官房地域力創造審議官

財務省大臣官房総括審議官、財務省理財局長、文部科学省高等教育局長

農林水産省食料産業局長、経済産業省経済産業政策局長

経済産業省商務情報政策局長、経済産業省中小企業庁長官

国土交通省土地・建設産業局長、環境省総合環境政策局長

出所) 内閣官房資料

平成 25 年 11 月 14 日
参議院財政金融委員会
民主党・新緑風会 尾立源幸

官民ファンドについて

※ アドバイザリー委員会で検討対象とされたもの

＜既存＞

- ①(株)産業革新機構(経済産業省)
- ②(独)中小企業基盤整備機構(経済産業省)
- ③(株)地域経済活性化支援機構(内閣府、総務省、財務省、経済産業省)
- ④(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)(農林水産省)

＜新規＞

- ⑤(株)民間資金等活用事業推進機構(官民連携インフラファンド)(内閣府)
- ⑥官民イノベーションプログラム(国立大学に対する出資事業)(文部科学省)
- ⑦(株)海外需要開拓支援機構(クール・ジャパン推進機構)(経済産業省)
- ⑧耐震・環境不動産形成促進事業(国土交通省、環境省)
- ⑨(株)日本政策投資銀行(DBJ)における競争力強化ファンド(財務省)

出所) 内閣官房資料

(平野達男委員資料)

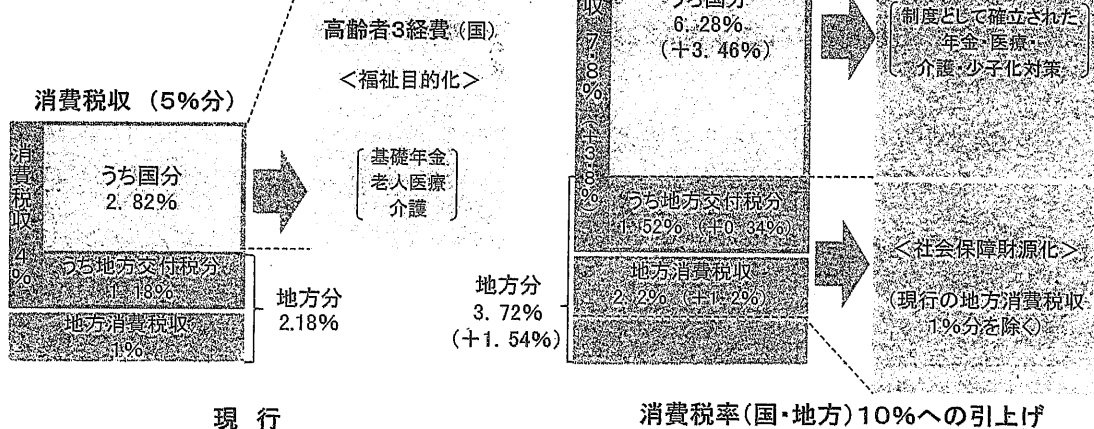
消費税率の国・地方の配分の使途

・地方消費税率の引上げ

	税率	消費税率換算(参考)	消費税と合わせた税率(参考)
現行	100分の25	1%	5%
平成26年4月1日～	63分の17	1.7%	8%
平成27年10月1日～	78分の22	2.2%	10%

・消費税に係る地方交付税率の引上げ

	地方交付税率	消費税率換算(参考)
現行	29.5%	1.18%
平成26年度	22.3%	1.40%
平成27年度	20.9%	1.47%
平成28年度～	19.5%	1.52%



十一月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、所得税法第五十六条の廃止を求めることに
関する請願(第一五五号)

一、消費税増税の中止を求めることに関する請
願(第一五六号)

第二五五号 平成二十五年十月二十九日受理
所得税法第五十六条の廃止を求めることに関する
請願

請願者 新潟県見附市 佐藤公子 外二千
七十九名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第七八号と同じである。

第二五六号 平成二十五年十月二十九日受理
消費税増税の中止を求めることに関する請願

請願者 新潟県見附市 品田操 外五千七
百三十三名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第八六号と同じである。

十一月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、特別会計に関する法律等の一部を改正する
等の法律案

特別会計に関する法律等の一部を改正する等
の法律案

特別会計に関する法律等の一部を改正する等
の法律

(特別会計に関する法律の一部改正)

第一条 特別会計に関する法律(平成十九年法
律第二十三号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「第二条」を「第二条」に、「第十節
九条」を「第十節 削除」に、「第十二節 削除
九条」を「第十節 削除」に、「第十三節 漁船再保
険及び漁業共済保険特別会計(第七十二条―第
百八十一条)」を「第十二節及び第十三節 削除」に、「第十六節 社会資本整備事業特別会計(第九
十八条―第二百九条)」を「第十六節 削除」に改める。

第一条の次に次の一条を加える。
(基本理念)

第一条の二 特別会計の設置、管理及び経理
は、我が国の財政の効率化及び透明化の取組
を不断に図るため、次に掲げる事項を基本理
念として行われなければならない。

一 各特別会計において経理される事務及び
事業は、国が自ら実施することが必要不可
欠であるものを除き、独立行政法人その他
の国以外の者に移管されるとともに、経済
社会情勢の変化に的確に対応しつつ、最も
効果的かつ効率的に実施されること。

二 各特別会計について一般会計と区分して

経理する必要性につき不断の見直しが行わ
れ、その結果、存続の必要性がないと認め
られる場合には、一般会計への統合が行わ
れるとともに、租税収入が特別会計の歳出
の財源とされる場合においても、当該租税
収入が一般会計の歳入とされた上で当該特
別会計が必要とする金額が一般会計から繰
り入れられることにより、国全体の財政状
況を一般会計において総覧することが可能
とされること。

三 特別会計における区分経理が必要な場合
においても、特別会計が細分化され、非効
率な予算執行及び資産の保有が行われるこ
とがないよう、経理の区分の在り方につ
き不断の見直しが行われること。

四 各特別会計において事務及び事業を実施
するために必要な金額を超える額の資産を
保有することとならないよう、剰余金の適
切な処理その他所要の措置が講じられるこ
と。

五 特別会計の資産及び負債に関する状況そ
の他の特別会計の財務に関する状況を示す
情報幅広く国民に公開されること。

第二条第一項第十号を次のように改める。
十 削除

第二条第一項第十二号及び第十三号を次のよ
うに改める。
十二及び十三 削除

第二条第一項第十六号を次のように改める。
十六 削除

第十七条の見出し中「国債整理基金特別会
計」を「国債整理基金特別会計等」に改め、同条
中「金額」の下に「事務取扱費の額に相当する
金額を除く。」を加え、同条に次の一項を加え
る。

2 前項に規定する事務取扱費の額に相当する
金額は、毎会計年度、各特別会計から一般会
計に繰り入れなければならない。

第二十六条第二項及び第三十七条第二項中
「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を
「同項」に改める。

第四十条第一号中トをチとし、ハからヘまで
をニからトまでとし、ロの次に次のように加え
る。

ハ 第四十七条第三項の規定による組入金
第四十条第二号中ニを削り、ホをニとし、ヘ
をホとする。

第四十七条に次の二項を加える。
2 前項の規定による借換国債の発行収入金
は、国債整理基金特別会計の歳入外として国
債整理基金に編入するものとする。

3 前項の規定により国債整理基金に編入した

借換国債の発行収入金は、編入した日の属す
る年度の翌年度の四月一日(同日が、土曜日
に当たるときはその翌日とし、日曜日に当
たるときはその翌日とする。)において、国債
整理基金特別会計の歳入に組み入れるものと
する。

第六十八条の見出し中「国債整理基金特別会
計」を「国債整理基金特別会計等」に改め、同条
第一項中「金額」の下に「事務取扱費の額に相当
する金額を除く。」を加え、同条第二項中「第四
十七条」を「第四十七条第一項」に改め、同条に
次の一項を加える。

3 第一項に規定する事務取扱費の額に相当す
る金額は、毎会計年度、財政投融资特別会計
から一般会計に繰り入れなければならない。
第七十三条第一号中ロを削り、ハをロとし、
ニからヘまでをハからホまでとする。

第七十五条第二項中「の不足を第八十条第二
項の規定により補足することができない」を「不
足を生ずる」に、「当該補足することができな
い」を「当該不足を生ずる」に改める。

第七十六条第二項中「及び外国にある外国銀行
を」と、外国にある外国銀行、金融商品取引法
(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第九項に
規定する金融商品取引業者及び同法第五十八条
に規定する外国証券業者」に改め、同条第七項
中「予算で定めるところにより」を削り、「繰
入金」の下に「及び第八十条の規定による組入
金」を加え、同項を同条第九項とし、同条中第
六項を第八項とし、第五項を第七項とし、第四
項の次に次の二項を加える。

5 財務大臣は、外国為替等の売買及びこれに
伴う取引上必要があると認める場合には、外国
為替資金特別会計の負担において、外国為
替及び外国貿易法第六条第一項第十四号に規
定する金融指標等先物契約(外国において若
しくは外貨をもって支払が行われるもの又は
外国通貨の金融指標(金融商品取引法第二条
第二十五項に規定する金融指標をいう。)に係

るものに限る。)を締結することができる。

6 財務大臣は、外国為替資金に属する外国為替等(特別引出権を除く。)について、信託会社若しくは金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の認可を受けた金融機関に信託し、又は金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者同法第二十八條第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。)と同法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約を締結することにより、前各項の規定による運用を、これらの者に行わせることができる。

第七十九條第一項中「次条第一項を」次条に改める。

第八十條の見出しを「(外国為替資金への組入れ)」に改め、同条第一項中「積立金として積み立てる」を「外国為替資金に組み入れる」に改め、同条第二項を削る。

第八十二條第二項中「同条を」同条第一項に改め、同条第五項中「積立金及び」を削る。

第八十三條第二項中「前項の下に」及び第四項を加え、同条第四項中「積立金に属する現金」を「余裕金」に改め、同条第五項中「及び前項」を削り、同条に次の一項を加える。

6 第四項の規定による繰替金は、当該年度の出納の完結までに返還しなければならない。

第九十一條の三の見出し中「国債整理基金特別会計」を「国債整理基金特別会計等」に改め、同条第一項中「金額」の下に「(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)」を加え、同条第二項中「第四十七條」を「第四十七條第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項に規定する事務取扱費の額に相当する金額は、毎会計年度、原子力損害賠償支援勘定から一般会計に繰り入れなければならない。

第九十四條第六項中「第十七條中」を「第十七條第一項中」に改める。

第九十五條第三項及び第七條第二項中「第

十七條」を「第十七條第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第百十條中、「福祉年金勘定」を削る。

第百十一條第二項第二号イ中「及び福祉年金給付費」を削り、同条第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第百十二條中「福祉年金勘定及び」を削る。

第百十三條第一項中「(第九號を除く。)」を削り、同条第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第百十四條第三項中「第百二十條第二項第五號」を「第百二十條第二項第四號」に改め、同条第四項中「第百二十條第二項第六號」を「第百二十條第二項第五號」に改める。

第百二十條第二項第一号中「(第九號を除く。)」を削り、同項第三號を削り、第四號を第三號とし、第五號から第七號までを一號ずつ繰り上げる。

第百二十一條中「福祉年金勘定及び」を削る。

第百二十三條第二項中「第十七條」を「第十七條第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第百二十四條第一項中、「農業経営基盤強化事業」を削り、「及び食糧の需給及び価格の安定のために行う事業」を「食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業共済再保険事業等、漁船再保険事業及び漁業共済再保険事業」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項第一号ロを「米穀等をいう。第百二十七條第四項第一号ロを」米穀等をいう。第百二十七條第四項第一号ロを「麦等をいう。同号ロ」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の三項を加える。

4 この節において「農業共済再保険事業等」とは、農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五號)第百三十四條の規定による再保険事業及び同法第百四十一條の四の規定による保険事業をいう。

5 この節において「漁船再保険事業」とは、普通保険等再保険事業(漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八號)第二条第三号に規定する普通保険再保険事業、漁船舶主責任保険再保険事業及び漁船積荷保険再保険事業に係る再保険事業をいう。第百二十九條第四項第一号において同じ。及び同法第二条第三号に規定する特殊保険再保険事業をいう。

6 この節において「漁業共済再保険事業」とは、漁業災害補償法(昭和二十九年法律第百五十八號)第二条に規定する漁業共済再保険事業をいう。

第百二十六條中、「農業経営基盤強化勘定」を削り、「米管理勘定、麦管理勘定、業務勘定及び調整勘定」を「食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済再保険勘定及び業務勘定」に改める。

第百二十七條第一項及び第二項を削り、同条第三項第一号イ中「(米管理勘定及び麦管理勘定をいう。以下この節において同じ。)」を削り、同号ロ中「調整勘定」を「一般会計」に改め、同項第二号イ中「第百二十四條第三項」を「第百二十四條第二項」に改め、同号ハを削り、同号ニを同号ハとし、同項を同条第一項とし、同条第四項第一号ニ中「調整勘定」を「一般会計」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ 証券の発行収入金
ヘ 一時借入金金の借換えによる収入金
第百二十七條第四項第二号トを次のように改める。

ト 証券の償還金及び利子
第百二十七條第四項第二号チを同号ヌとし、同号トの次に次のように加える。

チ 一時借入金及び融通証券の利子
借り換えた一時借入金の償還金及び利子

子
第百二十七條第四項を同条第二項とし、同項の次に次の二項を加える。

3 農業共済再保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 農業共済再保険事業等の再保険料等(農業災害補償法第百三十六條の再保険料及び同法第百四十一條の六の保険料をいう。以下この節において同じ。)

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 農業共済再保険事業等の再保険金等(農業災害補償法第百三十七條の再保険金及び同法第百四十一條の七の保険金をいう。以下この節において同じ。)

ロ 農業災害補償法第十三條(同法第十三條の六において準用する場合を含む。)の規定による交付金

ハ 農業共済再保険事業等の再保険料等の還付金

ニ 借入金の償還金及び利子

ホ 一時借入金の利子

ヘ 業務勘定への繰入金

ト 附属諸費

4 漁船再保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一 歳入

イ 漁船再保険事業の再保険料

ロ 一般会計からの繰入金

ハ 積立金からの受入金

ニ 積立金から生ずる収入

ホ 借入金

ヘ 附属雑収入

二 歳出

イ 漁船再保険事業の再保険金

ロ 漁船損害等補償法第百四十條の規定による交付金

ハ 漁船再保険事業の再保険料の還付金 ニ 借入金金の償還金及び利子 ホ 一時借入金金の利子 ヘ 業務勘定への繰入金 ト 附属諸費 第百二十七条第五項第一号イ中「農業経営基盤強化勘定」及び「食糧管理勘定」(以下この節において「他勘定」という。)を削り、同号ロを同号へとし、同号イの次に次のように加える。 ロ 食糧管理勘定からの繰入金 ハ 農業共済再保険勘定からの繰入金 ニ 漁船再保険勘定からの繰入金 ホ 漁業共済保険勘定からの繰入金 第百二十七条第五項第二号イを次のように改める。 イ 農業経営安定事業、食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、農業共済再保険事業等、漁船再保険事業及び漁業共済保険事業の事務取扱費 第百二十七条第六項を削り、同条第五項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。 5 漁業共済保険勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。 一 歳入 イ 漁業共済保険事業の保険料 ロ 一般会計からの繰入金 ハ 積立金からの受入金 ニ 積立金から生ずる収入 ホ 借入金 ヘ 附属雑収入 二 歳出 イ 漁業共済保険事業の保険金 ロ 漁業災害補償法第百九十六条第二項の規定による交付金 ハ 漁業共済保険事業の保険料の還付金 ニ 借入金金の償還金及び利子 ホ 一時借入金金の利子 ヘ 業務勘定への繰入金			
ト 附属諸費 第百二十八条中「第五号及び第六号を」第三号及び第四号に、「農業経営基盤強化勘定」を「農業経営安定勘定、食糧管理勘定及び業務勘定」に改め、第五号及び第六号を削る。 第百二十九条を次のように改める。 (一般会計からの繰入対象経費) 第百二十九条 農業経営安定勘定における一般会計からの繰入対象経費は、農業経営安定事業に要する経費及び農業経営安定事業の事務取扱費とする。 2 食糧管理勘定における一般会計からの繰入対象経費は、調整資金に充てるために要する経費とする。 3 農業共済再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。 一 農業共済再保険事業等に関する費用で農業災害補償法第十二条第一項若しくは第二項又は第十三条の二から第十三条の五までの規定により国庫が負担するもの 二 農業共済再保険事業等の事務取扱費で国庫が負担するもの 4 漁船再保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。 一 普通保険等再保険事業に関する費用で漁船損害等補償法第百三十九条第一項から第三項まで及び第百三十九条の二第一項の規定により国庫が負担するもの 二 漁船再保険事業の事務取扱費で国庫が負担するもの 三 漁船損害等補償法第百四十一条第一項の規定する事務費交付金に要する費用で同項の規定により国が補助するもの 5 漁業共済保険勘定における一般会計からの繰入対象経費は、次に掲げる経費とする。 一 漁業共済保険事業に関する費用で漁業災害補償法第百九十五条第一項及び第百九十五条の二第一項の規定により国が補助するもの			
二 漁業共済保険事業の事務取扱費で国庫が負担するもの 第百三十三条中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改める。 第百三十四条を次のように改める。 (積立金) 第百三十四条 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合には、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各勘定における決算上剰余金のうち、当該各号に定めるものに充てるために必要な金額を、それぞれ積立金として積み立てるものとする。 一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金並びに借入金の償還金及び利子 二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子 三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金並びに借入金の償還金及び利子 2 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定において、毎会計年度の歳入歳出の決算上不足を生じた場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、当該各勘定の積立金から補足するものとする。			
3 第一項各号に掲げる勘定の積立金は、それぞれ当該各号に定めるものの財源に充てるために必要がある場合には、当該各勘定の歳入に繰り入れることができる。 第百三十五条中「第三号」を「第二号」に、「農業経営基盤強化勘定」を「農業経営安定勘定、食糧管理勘定及び業務勘定」に改め、第三号を削る。 第百三十六条の見出しを「(証券等)」に改め、同条第一項中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改め、同条第二項中「第十七条中」を「第十七条第一項中」に改め、同条に次の二項を加える。 3 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定における借入金対象経費は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める経費とする。 一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金に充てるために必要な経費 二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金に充てるために必要な経費 三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金に充てるために必要な経費 4 第十三条第一項及び前項の規定により借入金をするのでできる金額は、次の各号に掲げる勘定の区分に応じ、当該各号に定める金額を限度とする。この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。 一 農業共済再保険勘定 農業共済再保険事業等の再保険料等をもって当該年度における農業共済再保険事業等の再保険金等及び再保険料等の還付金を支弁するのに不足する金額 二 漁船再保険勘定 漁船再保険事業の再保険料等をもって当該年度における漁船再保険事業の再保険金及び再保険料の還付金を支弁するのに不足する金額			

三 漁業共済保険勘定 漁業共済保険事業の保険料をもつて当該年度における漁業共済保険事業の保険金及び保険料の還付金を支弁するの不足する金額

第百三十七条第一項及び第二項中「調整勘定」を「食糧管理勘定」に改め、同条第三項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第四項中「借り換え」を「借換えをした」に改め、同条第五項中「食料安定供給特別会計」を「農業経営安定勘定、食糧管理勘定又は業務勘定」に、「同会計」を「これらの勘定」に改め、同条に次の一項を加える。

6 農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定又は漁業共済保険勘定においては、当該各勘定の積立金に属する現金をそれぞれ繰り替えて使用することができる。

第二章第十節を次のように改める。

第十節 削除

第百三十八条から第百四十九条まで 削除
第二章第十二節及び第十三節を次のように改める。

第十二節及び第十三節 削除

第百五十八条から第百八十一条まで 削除
第百九十二条第二項中「同条」を「同条第一項」に改める。

第百九十七条第二項中「第十七条」を「第十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。
第二章第十六節を次のように改める。

第十六節 削除

第百九十八条から第百九十九条まで 削除
第二百二十四条第一号ホを次のように改める。

ホ 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第十四条第二項(同法第三条ノ二において準用する場合を含む)、第十六条若しくは第十七条、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十条第一項、漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第二十條第一項若しくは第二

項、港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四十三條の五第一項、第四十三條の九第二項において準用する同法第四十三條の二、第四十三條の三第一項若しくは第四十三條の四第一項、同法第四十三條の十において準用する企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第八條第二項、港湾法第五十二條第二項若しくは第五十五條の六、北海道開発のためにする港湾工事に關する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三條第二項において準用する同法第二條第一項、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)第五條、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十六條第一項、企業合理化促進法第八條第四項、道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第三十一條第五項、第四十九條、第五十條第一項、第二項若しくは第四項、第五十一條第二項若しくは第二項、第五十四條の二第一項、第五十五條第一項、第五十八條第一項、第五十九條第一項若しくは第三項、第六十一條第一項若しくは第六十二條、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第十二條の三第一項若しくは第二項、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第二十六條第一項若しくは第二項、特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第七條第一項、第九條第一項若しくは第三十三條、高速自動車国道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二十條第一項、第二十條の二若しくは第二十一條第一項、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十八條第一項から第三項まで、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第三條、特定港湾施設整備特別措置法(昭和三十四年法律第六十七号)第四條、

共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第二十二條第一項、第二十一條若しくは第二十二條第一項、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第五十九條、第六十條第一項、第六十三條第一項、第六十六條から第六十八條まで、第七十條第一項若しくは第七十條の二第二項、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第六條第一項、公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)第五條、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(平成六年法律第八号)第十四條第一項、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第七條第一項(同法第八條第三項において準用する場合を含む)、第十三條第一項、第十九條若しくは第二十二條第一項若しくは第三項、独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第二十一條第三項、第二十二條第三項若しくは第二十四條第二項、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律(平成二十三年法律第三十三号)第三條第五項、第四條第三項、第五條第二項、第六條第五項、第七條第五項、第八條第三項、第十條第五項若しくは第十一條第四項、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号)第五條第一項、東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十六條第九項又は福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第九條第四項、第十條第四項、第十一條第三項、第十二條第四項、第十三條第四項、第十四條第四項、第十五條第四項若しくは第十六條第

五項の規定による負担金で復興事業に係るもの
第二百二十四條第二号ハ中「第四十七條」を「第四十七條第一項」に改める。
第二百二十九條第二項中「金額」の下に「(事務取扱費の額に相当する金額を除く。)」を加える。
第二百三十三條第二項中「第十七條」を「第十七條第一項」に、「同条」を「同項」に改める。
附則第二条第三項中「その他のもの」のうち交付税及び譲与税配付金勘定に係るものにあつては総務大臣及び財務大臣が、交通安全対策特別交付金勘定に係るものにあつては内閣総理大臣及び総務大臣を「所掌事務の区分に応じ所管大臣の全部又は一部」に改め、同条第四項及び第五項を削る。
附則第三条を次のように改める。
第三条 削除
附則第四条の見出し中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改め、同条第一項中「交付税及び譲与税配付金勘定及び同勘定」を「交付税特別会計」に改め、同条第三項中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改める。
附則第九条の見出し中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改める。
附則第十條の見出し及び同条第一項中「交付税及び譲与税配付金勘定」を「交付税特別会計」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 第六條の規定にかかわらず、毎会計年度、予算で定めるところにより、当該年度における道路交通法第百二十八條第一項(同法第百三十條の二第三項において準用する場合を含む。)の規定により納付された反則金(同法第百二十九條第三項の規定により反則金の納付とみなされる同条第一項の規定による仮納付に係るものを含む。以下この項及び次条第一項において「反則金等」という。)の収入に相当する額(反則金等の収入見込額として当該年

「同条」を「同項」に改める。

附則第二百五十一条第二項中、「農業經營基盤強化勘定」を削り、「米管理勘定、麦管理勘定」を「食糧管理勘定、農業共済再保險勘定、漁船再保險勘定、漁業共済保險勘定」に改め、「調整勘定」を削る。

附則第二百五十九条の二の次に次の四条を加える。

(自動車安全特別会計における空港整備事業等の經理等)

第二百五十九条の三　空港整備事業等に関する經理は、平成二十六年度から借入金償還完了年度、空港整備事業に要する費用に充てられ

た借入金で平成二十五年度の末日においてその償還が完了していないものの償還が完了する年度として政令で定める年度をいう。附則第二百五十九条の六において同じ。）の末日ま

での間、第二百十条第一項及び附則第五十五条第一項の規定にかかわらず、自動車安全特別会計において行うものとする。

2 この条において「空港整備事業」とは、空港法(昭和三十一年法律第八十号)第二条に規定する空港及び同法附則第二条第一項の政令で

定める飛行場（これらと併せて設置すべき政令で定める施設を含む。以下この条から附則第二百五十九条の五までにおいて「空港」とい

う。の設置、改良及び災害復旧並びに維持その他の管理に関する事業並びに空港の周辺における航空機の騒音により生ずる障害の防止

その他の措置に関する事業並びにこれらの事業に要する費用についての国の出資金、負担金その他の経費の交付及び資金の貸付けで国

3 この条において「空港整備事業等」とは、空港整備事業及び次に掲げる事務又は事業をい

一 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第四百二十六号の政令で定める文

教研修施設のうち航空保安業務に従事する

職員に対しその業務を行うのに必要な研修を行う施設(以下この条において「航空保安職員研修施設」という。)の管理及び運営 二 航空機を使用して行う航空保安施設(航空法昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第五項に規定する航空保安施設をいう。)の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務(以下この条において「飛行検査業務等」という。)で国土交通大臣が行うもの 三 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業に関する次に掲げるもの イ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が施行するもの(以下この条において「空港関係工事」という。) ロ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの(以下この条において「空港関係受託工事」という。)及び飛行検査業務等で国土交通大臣が委託に基づき行うもの(以下この条において「空港関係受託業務」という。) ハ イ及びロに掲げるもののほか、空港整備事業を施行する地方航空局の事務所(国土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所で空港に所在するものをいう。以下この条において同じ。)の所掌する事務(以下この条において「地方航空局事務所所掌事務」という。)	イ 国の空港(地方航空局の事務所が設置されているものに限る。)の使用料収入 ロ 空港法第六条第一項若しくは第二項(同法第九条第二項(同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。、第九条第一項(同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。))若しくは附則第三条第一項又は大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第四十七条第三項(同法附則第五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による負担金 ハ 一般会計からの繰入金 ニ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金 ホ 借入金 ヘ 空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金 ト 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第九条、成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第百二十四号)第八条若しくは附則第十二条第二項又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)第十四条の規定による貸付金(この勘定に所属するものに限る。)の償還金 チ 空港整備事業に係る出資に対する配当金 リ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十九条第三項の規定による納付金(この勘定に帰属するものに限る。) ヌ この勘定に所属する株式の処分による収入	ル 附属雑収入 二 歳出 イ 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に要する費用(北海道又は沖縄県における事業及び工事に要する事務費であつて北海道開発局又は沖縄総合事務局に係るもの並びに政令で定める空港における事業及び工事に要する事務費であつて地方整備局又は国土交通省の施設等機関で政令で定めるものに係るものを除く。) ロ 航空保安職員研修施設の管理及び運営、飛行検査業務等、空港関係受託業務並びに地方航空局事務所所掌事務に要する費用 ハ 借入金の償還金及び利子 ニ 一時借入金の利子 ホ 附属諸費 六 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、空港整備勘定においては、歳入歳出予算計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。 七 空港整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、空港整備事業に要する費用とする。 八 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、空港整備勘定においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。 九 空港整備勘定における借入金対象経費は、空港整備事業に係る施設の整備に要する費用とする。 (自動車安全特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例) 第二百五十九条の四 自動車安全特別会計に所属する国有財産で、空港における関税法(昭和二十九年法律第六十一号)その他の関税法、規による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、	職員に対しその業務を行うのに必要な研修を行う施設(以下この条において「航空保安職員研修施設」という。)の管理及び運営 二 航空機を使用して行う航空保安施設(航空法昭和二十七年法律第二百三十一号)第二条第五項に規定する航空保安施設をいう。)の検査その他航空交通の安全の確保のための検査及び調査に関する業務(以下この条において「飛行検査業務等」という。)で国土交通大臣が行うもの 三 前二号に掲げるもののほか、空港整備事業に関する次に掲げるもの イ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が施行するもの(以下この条において「空港関係工事」という。) ロ 空港整備事業に属する工事に密接な関連のある工事で国土交通大臣が委託に基づき施行するもの(以下この条において「空港関係受託工事」という。)及び飛行検査業務等で国土交通大臣が委託に基づき行うもの(以下この条において「空港関係受託業務」という。) ハ イ及びロに掲げるもののほか、空港整備事業を施行する地方航空局の事務所(国土交通省設置法第三十九条第一項に規定する地方航空局の事務所で空港に所在するものをいう。以下この条において同じ。)の所掌する事務(以下この条において「地方航空局事務所所掌事務」という。)	イ 国の空港(地方航空局の事務所が設置されているものに限る。)の使用料収入 ロ 空港法第六条第一項若しくは第二項(同法第九条第二項(同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。、第九条第一項(同法附則第三条第三項において準用する場合を含む。))若しくは附則第三条第一項又は大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第四十七条第三項(同法附則第五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による負担金 ハ 一般会計からの繰入金 ニ 東日本大震災復興特別会計からの繰入金 ホ 借入金 ヘ 空港関係受託工事及び空港関係受託業務に係る納付金 ト 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)第三十三条、中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)第九条、成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第百二十四号)第八条若しくは附則第十二条第二項又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)第十四条の規定による貸付金(この勘定に所属するものに限る。)の償還金 チ 空港整備事業に係る出資に対する配当金 リ 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第二十九条第三項の規定による納付金(この勘定に帰属するものに限る。) ヌ この勘定に所属する株式の処分による収入	ル 附属雑収入 二 歳出 イ 空港整備事業、空港関係工事及び空港関係受託工事に要する費用(北海道又は沖縄県における事業及び工事に要する事務費であつて北海道開発局又は沖縄総合事務局に係るもの並びに政令で定める空港における事業及び工事に要する事務費であつて地方整備局又は国土交通省の施設等機関で政令で定めるものに係るものを除く。) ロ 航空保安職員研修施設の管理及び運営、飛行検査業務等、空港関係受託業務並びに地方航空局事務所所掌事務に要する費用 ハ 借入金の償還金及び利子 ニ 一時借入金の利子 ホ 附属諸費 六 第三条第二項第一号から第五号までに掲げる書類のほか、空港整備勘定においては、歳入歳出予算計算書等に、前々年度の事業実績表並びに前年度及び当該年度の事業計画表を添付しなければならない。 七 空港整備勘定における一般会計からの繰入対象経費は、空港整備事業に要する費用とする。 八 第九条第二項第一号から第三号までに掲げる書類のほか、空港整備勘定においては、歳入歳出決定計算書に、当該年度の事業実績表を添付しなければならない。 九 空港整備勘定における借入金対象経費は、空港整備事業に係る施設の整備に要する費用とする。 (自動車安全特別会計と一般会計との間における国有財産の所管換等の特例) 第二百五十九条の四 自動車安全特別会計に所属する国有財産で、空港における関税法(昭和二十九年法律第六十一号)その他の関税法、規による関税の賦課徴収並びに輸出入貨物、	航空機及び旅客の取締り並びに検疫法(昭和二十六年法律第二百一十一号)の規定による検疫のために使用する必要があるものその他政令で定めるものは、当分の間、政令で定めるところにより、各省各庁の長(国有財産法昭和二十三年法律第七十三号)第四条第二項に規定する各省各庁の長をいう。)の所管に属する国有財産とするため、一般会計に所管換又は所属替をするものとする。 2 次に掲げる場合には、当分の間、自動車安全特別会計と一般会計との間において無償として整理することができる。 一 前項の規定により所管換又は所属替をする場合 二 前項の規定により自動車安全特別会計から一般会計に所管換又は所属替をした国有財産で一般会計において使用する必要があるもの(以下この条において「一般会計に所属する国有財産のうち、空港整備勘定の業務の用に供するため必要があるもの」という。以下この条において「一般会計に所属する国有財産」という。))の所管換又は所属替をする場合 三 前項に規定する事務のために使用する場合その他政令で定める場合において、自動車安全特別会計に所属する国有財産を一般会計において使用させるとき。 四 空港整備勘定の業務のために使用する必要がある場合において、一般会計に所属する国有財産を、政令で定めるところにより、自動車安全特別会計において使用させるとき。 五 空港整備勘定に所属する株式で自動車安全特別会計において保有する必要があるもの(以下この条において「一般会計に所属する国有財産のうち、空港整備勘定の業務の用に供するため必要があるもの」という。以下この条において「一般会計に所属する国有財産」という。))の所管換又は所属替をする場合には、国有財産法第十二条本文及び第十四条本文の規定は、適用しない。
---	---	--	---	---	--	---

3 空港法附則第七條第一項から第四項まで若しくは中部國際空港の設置及び管理に関する法律附則第二條第一項の規定による無利子の貸付けに関する経理を空港整備勘定において行う場合又は社会資本整備特別措置法第七條第二項の規定により一般会計から同勘定に繰入れを行う場合における附則第二百五十九條の三第五項及び第七項の規定の適用について

4 空港整備勘定において空港法附則第七条第一項から第四項まで又は中部国際空港の設置及び管理に関する法律附則第二条第一項の規定による無利子の貸付金の償還返還を含む。以下この項において同じ。）を受けた場合においては、当該償還の日の属する年度に、当該貸付金の償還金返還金を含む。）に相当する金額を、同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

8 社会資本整備特別措置法第七条第二項の規定により一般会計から空港整備勘定に繰り入れられた繰入金額が、同項に規定する当該公共的建設事業であつて同勘定において経理されるものの当該年度において要した費用(当該年度において国が負担した費用に限る。)を超過する場合においては、当該超過額に相当する金額は、翌年度において同項の規定による一般会計からの繰入金額から減額額とし、なお残余があるときは、翌々年度までと同勘定から一般会計に繰り入れるものとする。

第十二条の前に見出しとして「(廃止した命令に関する経過措置)」を付する。

第十四条中「前四条」を「前二条」に、「除く外」を「除くほか」に改める。

(経済基盤強化のための資金に関する法律の廃止)

第三条 経済基盤強化のための資金に関する法律(昭和三十三年法律第百六十九号)は、廃止す

る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行し、この法律による改正後の特別会計に関する法律以下「新特別会計法」という。の規定は、平成二十六年の予算から適用する。

(交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の廃止に伴う経過措置)

第二条 この法律による改正前の特別会計に関する法律(以下「旧特別会計法」という。)に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「旧交付税特別会計」という。)の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の平成二十五年の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定の平成二十六年の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく交付税及び譲与税配付金特別会計(以下この条において「新交付税特別会計」という。)の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定の平成二十五年の歳出予算の経費の金額のうち財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十四条の三第一項若しくは第四十二条ただし書又は旧特別会計法第二十七条の規定による繰越しを必要とするものは、新交付税特別会計に繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧交付税特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定及び交通安全対策特別交付金勘定に所属する権利義務は、新交付税特別会計に帰属するものとする。

4 前項の規定により新交付税特別会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、新交付税特別会計の歳入及び歳出とする。

(国債整理基金特別会計に関する経過措置)

第三条 旧特別会計法に基づく国債整理基金特別

会計の平成二十五年の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(財政投融資特別会計に関する経過措置)

第四条 旧特別会計法に基づく財政投融資特別会計の平成二十五年の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(外国為替資金特別会計に所属する積立金の廃止に伴う経過措置)

第五条 旧特別会計法に基づく外国為替資金特別会計(次項において「旧外国為替資金特別会計」という。)の平成二十五年の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 旧外国為替資金特別会計の平成二十五年の出納の完結の際、旧外国為替資金特別会計に所属する積立金は、新特別会計法第八十条の規定により、新特別会計法に基づく外国為替資金特別会計に所属する外国為替資金として組み入れられたものとみなす。

(エネルギー対策特別会計に関する経過措置)

第六条 旧特別会計法に基づくエネルギー対策特別会計の平成二十五年の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(年金特別会計の福祉年金勘定の廃止に伴う経過措置)

第七条 旧特別会計法に基づく年金特別会計(以下この条において「旧年金特別会計」という。)の平成二十五年の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧年金特別会計の福祉年金勘定の平成二十六年の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、新特別会計法に基づく年金特別会計(以下この条において「新年金特別会計」という。)の国民年金勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧年金特別会計の福祉年金勘定の平成二十五

年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新年金特別会計の国民年金勘定に繰り越して使用すること

3 この法律の施行の際、旧年金特別会計の福祉年金勘定に所属する権利義務は、新年金特別会計の国民年金勘定に帰属するものとする。

4 前項の規定により新年金特別会計の国民年金勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、同勘定の歳入及び歳出とする。

(食料安定供給特別会計に関する経過措置)

第八条 旧特別会計法に基づく食料安定供給特別会計(以下この条において「旧食料安定供給特別会計」という。)の農業経営基盤強化勘定、農業経営安定勘定、米管理勘定、麦管理勘定、業務勘定及び調整勘定の平成二十五年の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧食料安定供給特別会計の調整勘定の平成二十六年の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、政令で定めるところにより、一般会計又は新特別会計法に基づく食料安定供給特別会計(以下この条から附則第十條までにおいて「新食料安定供給特別会計」という。)の農業経営安定勘定、食料安定供給特別会計(以下この条から附則第十條までにおいて「新食料安定供給特別会計」という。)の農業経営安定勘定、食糧管理勘定若しくは業務勘定の歳入に繰り入れるものとする。

2 旧食料安定供給特別会計の平成二十五年の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであつて、農業経営基盤強化勘定に係るものは一般会計に、米管理勘定又は麦管理勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 旧食料安定供給特別会計の平成二十五年の末日において、旧食料安定供給特別会計の調整勘定に所属する調整資金は、新特別会計法第三十二条第二項の規定により、新食料安定供給

特別会計の食糧管理勘定に所属する調整資金として組み入れられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定、米管理勘定、麦管理勘定又は調整勘定に所属する権利義務は、政令で定めるところにより、旧食料安定供給特別会計の農業経営基盤強化勘定に係るものは一般会計に、旧食料安定供給特別会計の米管理勘定又は麦管理勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の食糧管理勘定に、旧食料安定供給特別会計の調整勘定に係るものは一般会計又は新食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定、食糧管理勘定若しくは業務勘定に帰属するものとする。

5 前項の規定により一般会計又は新食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定、食糧管理勘定若しくは業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ一般会計又は当該勘定の歳入及び歳出とする。

(農業共済再保険特別会計の廃止に伴う経過措置)

第九条 旧特別会計法に基づく農業共済再保険特別会計(以下この条において「旧農業共済再保険特別会計」という。)の平成二十五年の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧農業共済再保険特別会計の平成二十六年の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定の歳入に、旧農業共済再保険特別会計の業務勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の業務勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧農業共済再保険特別会計の業務勘定の平成二十五年の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の三第一項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新食

料安定供給特別会計の業務勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧農業共済再保険特別会計の平成二十五年度の出納の完結の際、旧農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定に属する現金及び旧農業共済再保険特別会計の農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に所属する積立金は、新特別会計法第三百二十四条第一項の規定により、新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定に所属する積立金として積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧農業共済再保険特別会計に所属する権利義務は、旧農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定、農業勘定、家畜勘定、果樹勘定又は園芸施設勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定に、旧農業共済再保険特別会計の業務勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の業務勘定に、それぞれ帰属するものとする。

5 前項の規定により新食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

(漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の廃止に伴う経過措置)

第十条 旧特別会計法に基づく漁船再保険及び漁業共済保険特別会計(以下この条において「旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」という。)の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の平成二十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁船乗組員給与保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定の歳入に、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計

の漁業共済保険勘定の歳入に、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の業務勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の業務勘定の歳入に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の業務勘定の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、新食料安定供給特別会計の業務勘定に繰り越して使用することができる。

3 旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の平成二十五年度の出納の完結の際、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に所属する積立金は、新特別会計法第三百二十四条第一項の規定により、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁船乗組員給与保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定に、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁業共済保険勘定に所属する積立金として、それぞれ積み立てられたものとみなす。

4 この法律の施行の際、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に所属する権利義務は、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定、漁船特殊保険勘定又は漁船乗組員給与保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定に、旧漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁業共済保険勘定に係るものは新食料安定供給特別会計の漁業共済保険勘定に、それぞれ帰属するものとする。

5 前項の規定により新食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定又は業務勘定に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、当該各勘定の歳入及び歳出とする。

第十一條 旧特別会計法に基づく貿易再保険特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(社会資本整備事業特別会計の廃止に伴う経過措置)

第十二條 旧特別会計法に基づく社会資本整備事業特別会計(以下この条において「旧社会資本整備事業特別会計」という。)の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。この場合において、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定又は業務勘定の平成二十六年度の歳入に繰り入れるべき金額があるときは、当該金額のうち、空港整備事業等(新特別会計法附則第二百五十九条の第三項に規定する空港整備事業等をいう。以下この条において同じ。)に係るものは新特別会計法に基づく自動車安全特別会計(以下この条において「新自動車安全特別会計」という。)の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定及び業務勘定に係るものは空港整備事業等に係るものを除く。で復興事業(新特別会計法第二百二十二条第二項に規定する復興事業をいう。以下この条において同じ。)に係るものは新特別会計法に基づく東日本大震災復興特別会計(以下「新東日本大震災復興特別会計」という。)に、その他のものは一般会計に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定又は業務勘定の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであって、空港整備事業等に係るものは新自動車安全特別会計の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定又は業務勘定に係るものは(空港整備事業等)に係るものを除く。で復興事業に係るものは新東日本大震災復興特別会計に、その他のものは一般会計に、それぞれ繰り入れるものとする。

2 旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定又は業務勘定の平成二十五年度の歳出予算の経費の金額のうち財政法第十四条の第三項又は第四十二条ただし書の規定による繰越しを必要とするものであって、空港整備事業等に係るものは新自動車安全特別会計の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定又は業務勘定に係るものは(空港整備事業等)に係るものを除く。で復興事業に係るものは新東日本大震災復興特別会計に、その他のものは一般会計に、それぞれ繰り入れるものとする。

備事業等に係るものを除く。で復興事業に係るものは新東日本大震災復興特別会計に、その他のものは一般会計に、それぞれ繰り越して使用することができる。

3 この法律の施行の際、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定又は業務勘定に所属する権利義務は、空港整備事業等に係るものは新自動車安全特別会計の空港整備勘定に、旧社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定又は業務勘定に係るものは(空港整備事業等)に係るものを除く。で復興事業に係るものは新東日本大震災復興特別会計に、その他のものは一般会計に、それぞれ帰属するものとする。

4 前項の規定により新自動車安全特別会計の空港整備勘定、新東日本大震災復興特別会計又は一般会計に帰属する権利義務に係る収入及び支出は、それぞれ新自動車安全特別会計の空港整備勘定、新東日本大震災復興特別会計又は一般会計の歳入及び歳出とする。

5 平成二十五年度の末日において、旧特別会計法附則第五十条の第二項の規定により国債整理基金特別会計から旧社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定に繰り入れられた繰入金金の金額の合計額と、同条第二項の規定により旧社会資本整備事業特別会計の道路整備勘定から国債整理基金特別会計に繰り入れられた繰入金金の額の合計額との差額がある場合においては、後日、当該差額に相当する金額に達するまでの金額を、予算で定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるものとする。

(自動車安全特別会計に関する経過措置)

第十三條 旧特別会計法に基づく自動車安全特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(東日本大震災復興特別会計に関する経過措置)

興特別会計の平成二十五年度の収入及び支出並びに同年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件)に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 平成二十五年度の一般会計の歳入歳出決算に添付して国会に提出すべき第二条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律(次項において「旧法」という。)

第十条第二項に規定する計算書については、なお従前の例による。

2 財政法第四十一条の規定により平成二十五年度の歳入歳出の決算上の剰余金を翌年度の歳入に繰り入れる場合においては、当該剰余金から旧臨時軍事費特別会計(ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く大蔵省関係諸命令の措置に関する法律第九条の規定により廃止された臨時軍事費特別会計の終結に関する件(昭和二十一年勅令第百十号)第一条の規定により昭和二十一年二月二十八日においてその年度が終結された臨時軍事費特別会計をいう。以下この項において同じ。)の歳出の決算額と昭和二十一年度から平成二十五年度までの旧法第十条第一項の規定による歳出の整理金額との合計額が旧臨時軍事費特別会計の歳入の決算額と昭和二十一年度から平成二十五年度までの同項の規定による歳入の整理金額との合計額を上回る金額を控除して、なお剰余があるときは、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(農業災害補償法の一部改正)

第十六条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条第四項、第十三条第二項及び第三項並びに第百五十条の三第三項中「農業共済再保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に改める。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充

てするための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正)

第十七条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てするための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「農業共済再保険特別会計」、「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」及び「社会資本整備事業特別会計」を削る。

(港灣法の一部改正)

第十八条 港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六項中「及び特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)」を削る。

(漁船損害等補償法の一部改正)

第十九条 次に掲げる法律の規定中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に改める。

一 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百三十九条第四項、第百四十条第二項、第百四十一条第二項及び第百四十三条第二項、第百四十二条第二十九項及び第三十三条第二項

二 漁船乗組員給与保険法(昭和二十七年法律第二百二十二号)第二十九項及び第三十三条第二項

三 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百九十五条第二項、第百九十六条第二項及び第百九十六条の二

(道路法施行法の一部改正)

第二十條 道路法施行法(昭和二十七年法律第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第四條の二を削る。

(國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部改正)

第二十一条 次に掲げる法律の規定中「第四十七條」を「第四十七條第一項」に改める。

一 國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第百九十一号)第九條

二 外貨公債の発行に関する法律(昭和三十八

年法律第六十三号)第四條

三 昭和五十九年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置等に関する法律(昭和五十九年法律第五十二号)第六條第一項及び第二項

四 昭和六十年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和六十年法律第八十四号)第二条第四項及び第五項

五 昭和六十一年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和六十一年法律第六十一号)第二条第四項及び第五項

六 昭和六十二年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和六十二年法律第五十一号)第二条第四項及び第五項

七 昭和六十三年年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(昭和六十三年法律第五十二号)第二条第四項及び第五項

八 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律(平成元年法律第四十二号)第二条第四項及び第五項

九 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成二十三年法律第百十七号)第七十一条

十 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成二十四年法律第百一号)第四条第二項

(空港法の一部改正)

第二十二條 空港法(昭和三十一年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

附則に次の一條を加える。

(第二十九條第一項の規定による資金の貸付

けに係る借入金金の帰属)

第八條 第二十九條第一項の規定による資金の貸付けに係る借入金金は、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則第二百五十九條の三第一項に規定する借入金償還完了年度の末日までの間、自動車安全特別会計の空港整備勘定に帰属するものとする。

(海岸法の一部改正)

第二十三條 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

附則中第四項を削り、第五項を第四項とする。

附則第六項中「社会資本整備特別措置法」を「日本電信電話株式会社株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。))に改め、同項を附則第五項とする。

附則中第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

附則第九項中「附則第六項及び第七項」を「附則第五項及び第六項」に改め、同項を附則第八項とする。

附則第十項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十一項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十二項中「附則第七項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「附則第六項及び第七項」を「附則第五項及び第六項」に、「附則第八項及び第九項」を「附則第七項及び第八項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項から第十六項までを削る。

(地すべり等防止法の一部改正)

第二十四條 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

附則第四條の二を削る。

(道路交通法の一部改正)

第二十五条 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「ものを含む」の下に「以下この条及び附則第十八条第一項において「反則金等」というを、「加えた額」の下に「次項第一号及び」を加え、「第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用に係る収入額に相当する額」として政令で定めるところにより算定した額(附則第十八条第一項及び附則第十九条において「通告書送付費支出金相当額」という)を「次の各号に掲げる額の合算額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

二 第百二十七条第一項後段に規定する通告書の送付に要する費用(次項第二号ロ及び附則第十九条において「通告書送付費」という)に係る収入額に相当する額として政令で定めるところにより算定した額(以下「通告書送付費支出金相当額」という)。

三 過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

附則第十六条に次の一項を加える。

3 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、第一号に掲げる額(第二号に掲げる額を限度とする。)に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額とする。

一 前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額

イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額

ロ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費支出金相当額ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額

二 前年度の二月から当該年度の一月までの期間の収納に係る反則金等の収入見込額に当該額に係る余裕金の運用により生じた利子に相当する金額を加えた額からイからハまでに掲げる額の合算額を控除した額

イ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金の見込額

ロ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る通告書送付費に係る支出見込額

ハ 前年度の二月から当該年度の一月までの期間に係る過誤納に係る反則金等の返還金の見込額

附則第十八条第一項の表を次のように改める。

前年度の二月から当該年度の七月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等(昭和三十九年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

前年度第一項、第二項又は第八項の規定による

交付金に限り、前条の規定による改正後の道路交通法附則第十六条第三項中「限度とする。」に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「三月」と改める。

第二十六條 平成二十六年年度の交通安全対策特別交付金に限り、前条の規定による改正後の道路交通法附則第十六条第三項中「限度とする。」に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「三月」と改める。

第二十七條 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正(昭和三十九年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

前条第一項、第二項又は第八項の規定による

交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額(以下この表において「交付金見込額」という)を限度とする。を基礎として政令で定める額

三月 当該年度の八月から一月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る第百二十九条第四項の規定による返還金に相当する額、通告書送付費支出金相当額及び過誤納に係る反則金等の返還金に相当する額の合算額を控除した額に相当する額(交付金見込額から九月に交付した額を控除した額を限度とする)を基礎として政令で定める額

交付金に限り、前条の規定による改正後の道路交通法附則第十六条第三項中「限度とする。」に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「三月」と改める。

第二十六條 平成二十六年年度の交通安全対策特別交付金に限り、前条の規定による改正後の道路交通法附則第十六条第三項中「限度とする。」に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「三月」と改める。

第二十七條 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正(昭和三十九年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

前条第一項、第二項又は第八項の規定による

交付金に限り、前条の規定による改正後の道路交通法附則第十六条第三項中「限度とする。」に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「三月」と改める。

第二十八條 農業共済再保険特別会計における農作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計から繰入金等に関する法律(昭和五十二年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定」に、場合において、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第百四十五條第一項(同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。)の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れらるべき金額を控除して、なお残余が

交付金に限り、前条の規定による改正後の道路交通法附則第十六条第三項中「限度とする。」に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「三月」と改める。

第二十六條 平成二十六年年度の交通安全対策特別交付金に限り、前条の規定による改正後の道路交通法附則第十六条第三項中「限度とする。」に当該年度の前年度以前の年度において交付すべきであつた交付金の額でまだ交付していない額を加算した額」とあるのは「三月」と改める。

第二十七條 都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正(昭和三十九年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

前条第一項、第二項又は第八項の規定による

あるときは、それぞれを「場合」に、に改める。

(農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済再保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律の一部改正)

第二十九条 農業共済再保険特別会計における果樹共済に係る再保険金及び漁船再保険及漁業共済再保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和五十五年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第二項中「同勘定を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定」に、場合においてを「場合」に、」第百四十五条第三項において準用する同条第一項の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同法第百四十六條第一項を「第百三十四條第一項」に改める。

第三項中「漁船再保険及び漁業共済再保険特別会計を「食料安定供給特別会計」に、」第百七十八條第一項を「第百三十四條第一項」に改める。

(農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律の一部改正)

第三十条 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金等に関する法律(昭和五十六年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定」に、場合においてを「場合」に、」第百四十五條第一項(同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合

合を含む。)の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同法第百四十六條第一項を「第百三十四條第一項」に改め、それぞれを削る。

(農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律の一部改正)

第三十一条 農業共済再保険特別会計における農作物共済、畑作物共済及び果樹共済に係る再保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和五十七年法律第二号)の一部を次のように改正する。

第二項中「農業共済再保険特別会計の農業勘定又は果樹勘定」を「食料安定供給特別会計の農業共済再保険勘定」に、場合においてを「場合」に、」第百四十五條第一項(同条第三項の規定により果樹勘定について準用する場合を含む。)の規定により同特別会計の再保険金支払基金勘定へ繰り入れるべき金額を控除して、なお残余があるときは、同法第百四十六條第一項を「第百三十四條第一項」に改め、それぞれを削る。

(漁船再保険及漁業共済再保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律の一部改正)

第三十二条 漁船再保険及漁業共済再保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(昭和六十二年法律第三号)の一部を次のように改正する。

第二項中「漁船再保険及び漁業共済再保険特別会計を「食料安定供給特別会計」に、」第百七十八條第一項を「第百三十四條第一項」に改める。(水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律の一部改正)

第三十二条 水道原水水質保全事業の実施の促進

に関する法律(平成六年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項第五号中「堆肥」を「堆肥」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 河川(河川法昭和三十九年法律第百六十

七号第三條第一項に規定する河川同法第百條の規定により同法の二級河川に関する規定が準用される河川を含む。)をいう。

第四條第四項及び第七條第二項において同じ。)に関する事業(次に掲げるものを除く。)のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの(以下「河川水道原水水質保全事業」という。)

イ 特定多目的ダム法昭和三十二年法律第三十五號第二條第一項(沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四號)第百七

條第六項において読み替えて適用する場合を含む。)に規定する多目的ダムの建設工事に關する事業

ロ 独立行政法人水資源機構法(平成十四

年法律第百八十二號)第十二條第一項第一号若しくは第二号同号イに係る部分に限る。)又は附則第四條第一項に規定する業務に該當する事業

第四條第四項中「(河川法昭和三十九年法律第百六十七號)第三條第一項に規定する河川(同法第百條の規定により同法の二級河川に關する規定が準用される河川を含む。)をいう。第七條

第二項において同じ。)を削り、「同法第七條」を「河川法第七條」に改める。

(漁船再保険及漁業共済再保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律の一部改正)

第三十四條 漁船再保険及漁業共済再保険特別会計における漁業共済に係る保険金の支払財源の不足に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律(平成七年法律第七號)の一部を次のよ

うに改正する。

第二項中「漁船再保険及び漁業共済再保険特別会計を「食料安定供給特別会計」に、」第百七十八條第一項を「第百三十四條第一項」に改める。

(独立行政法人福祉医療機構法の一部改正)

第三十五條 独立行政法人福祉医療機構法平成十四年法律第百六十六號)の一部を次のように改正する。

附則第五條の二第十三項中「同條第七項第一号へ及び」を「同條第六項第一号へ中「独立行政法人福祉医療機構法第十六條第三項」とあるのは「独立行政法人福祉医療機構法附則第五條の二第十一項の規定により読み替えて適用する同法第十六條第三項」と、同法」に改め、同條第十四項中「第百十一條第七項」を「第百十一條第六項」に改める。

(独立行政法人都市再生機構法の一部改正)

第三十六條 独立行政法人都市再生機構法平成十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第四十四條第一項中「附則第四十四條第一項」を「附則第四十四條」に改め、同條第二項を削る。

(海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七條 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十八號)の一部を次のように改正する。

附則第三條第二項から第四項までを削る。

附則第五條及び第十四條第一項中「附則第三條第一項」を「附則第三條」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十八條 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第九號)の一部を次のように改正する。

附則第三十二條第二項中「の交付税及び譲与税配付金勘定」を削る。

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十九条 所得税法等の一部を改正する法律
(平成二十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第百条第二項中「の交付税及び譲与税配付金勘定」を削る。

(農地法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十条 農地法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

(国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第四十一条 国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律(平成二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第二号ニを削る。

(農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十二条 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

附則第十四条中「及び第八条」を削る。

(港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四十三条 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第九項を削る。

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十四条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行

への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部改正)

第四十五条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の見出しを「(一般会計から食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定への繰入れの特例)」に改め、同条第一項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計」を「食料安定供給特別会計」に、「漁船普通保険勘定」を「漁船再保険勘定」に改め、「及び次条」を削り、「第百七十二条第二項」を「第百二十四条第五項」に改め、「次条において同じ。」を削り、「第百七十七条第一項及び第二項」を「第百二十九条第四項及び第五項」に改め、同条第二項中「漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定」を「食料安定供給特別会計の漁船再保険勘定」に、「第百七十八条第一項」を「第百三十四条第一項」に改める。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

(関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律の一部改正)

第四十六条 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三十三条中「第二百一条第四項」を「附則第二百五十九条の三第五項」に改める。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四十七条 被用者年金制度の一元化等を図るた

めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第百八条のうち、特別会計に関する法律第百十一条第七項第二号イの改正規定中「第百十一条第七項第二号イ」を「第百十一条第六項第二号イ」に改め、同法第百二十条第二項の改正規定中「第七号を第八号とし、第六号」を「第六号を第七号とし、第五号」に改め、同項第七号を同項第六号とする。

め

平成二十五年十二月三日印刷

平成二十五年十二月四日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D